

第26回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

日 時 平成15年4月24日(木)午後1時30分から午後4時50分まで
場 所 百景苑「百景の間」
出席者 宮地委員長以下14名12名出席(大熊委員、宮澤委員欠席)

田中治水・利水検討室長

定刻となりましたので、ただ今から第26回長野県治水・利水ダム等検討委員会委員会を開催いたします。開会にあたりまして、宮地委員長からごあいさつをいただきたいと思っております。

宮地委員長

年度初めで委員の皆さま、大変お忙しいと思いますが、ご出席いただきましてありがとうございます。委員会を開催するにあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。前回の検討委員会は3月の末に行いましたけども、県会議員の選挙もございましたし、しばらくぶりの委員会ということになりました。

本日はまず新年度となりましたので、県の組織改正や人事異動による幹事の変更がございます。それから、現在の検討委員会で意見が出ました委員の取り扱いについて幹事会からご報告をいただきます。それから、これも前回の委員会にお願いをしたことですが、県の利水支援についての見解、対策の考え方とか、河川の流況と利水量についていろいろご見解をいただくことになっております。それを踏まえた上で、郷土沢それから黒沢も入ると思いますが、駒沢川、角間川のいろいろ議論をしてみたいと思っております。特に駒沢川につきましては流域の現地調査を4月5日に行っていました。それで、当日は大変な積雪でございましてご苦労さんでございましたけども、このご報告もいただくことになっております。したがって、これがまた駒沢川の議論にいろいろ参考になるんじゃないかと思っております。本日は午前中、実はいろんな差し支えがございまして委員会は午後からという時間にいたしました。できるだけ密度の濃い議論をしていただきたい。ご覧のとおり中身もなかなか盛りだくさんになっておりまして、ですから、できるだけきばきと話を進めたいと思っておりますけども、ひとつよろしくご協力をいただきたいと思っている次第です。一言ごあいさつ申し上げます。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございます。ただ今の出席委員は14名中10名でございます。条例の規定によりまして本委員会は成立いたしました。それから議事に入る前に資料の確認をお願いしたいと思います。資料1「幹事名簿」、それから資料2「県の利水支援策の試算について」、それから資料3の1ですが、「河川の流況と利水量について」、それから3の2「豊水水利権の利用について」、それから4の1ですが、駒沢川関係ですが、「流域面積について」、4の1の2、これは水路系統図です。それから4の2、これは「押野 - 休戸地区の流域界」ということでございます。それからあと資料5になりまして、「駒沢川部会の対策案の比較表」、それから資料6、同じく「角間川部会の対策案比較表」です。それから番号振ってございませぬけれども「駒沢川の基本高水について」ということで、大熊委員、高田委員からの資料でございます。確認をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは委員長、進行の方をお願いいたします。

宮地委員長

はい。承知いたしました。

まず、本日の議事録署名人を指名をいたします。今回は高田委員と松岡委員のお二人をお願いをしたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは報告に入ってまいります、まず、最初に清川の答申案を知事に提出いたしましたのでご報告を申し上げます。これは4月の7日に私とそれから松岡委員、二人で知事のところへ持って行って、例の清川の答申を提出いたしました。知事からはその内容を読んで対応をしないと、こういうご返事をいただきました。実はその後でございますが、県の方がすぐに飯山市なんかといろいろご相談をなされた結果、この答申の趣旨は県もそういうふうに行いたいし、それから飯山市の方も了解をしてくださったという新聞報道を私は読んでおります。以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。

はい、それでは報告の2番目に入ります。幹事会からご報告をいただきたいと思っております。三つございまして、検討委員会の任期、それから幹事の変更、それから治水・利水対策推進本部会議の概要というお話がございます。幹事長お願いします。

高橋幹事長

幹事長の高橋徹でございます。

今、委員長から指示がありました三点について順次ご説明をさせていただきます。まず、最初に本検討委員会の委員の任期についてでございます。

長野県治水・利水ダム等検討委員会条例の取り扱いにつきまして前回指示があったところでございます。県の政策法務グループ等交えて慎重に検討いたしました結果、法的には当初その職にあったために選ばれたという経緯があったといたしましても、委員の任期中に県議会議員または村議会議長の身分でなくなったとしても、この条例に基づく委員の身分は失効しないということを確認いたしました。

次に2番目といたしまして、幹事が4月1日の異動がありましてかなりのメンバーが替わっております。資料-1をご覧ください。個別の人間のあいさつ等につきましては省略させていただきますと思います。

3番目といたしまして、本日午前中に田中康夫知事を本部長といたします第3回治水・利水対策推進本部会議、これは県庁内部の会議でございますが開催いたしました。浅川・砥川は当面の目標とした1/50確率での改修案について現状の進捗状況とそれについての議論を行いました。

また流域対策及び浅川の内水対策について、現在進めております検討の考え方、メニュー等について議論を行いました。

上川・清川はいただいた答申に添うかたちでの検討方針を確認いたしております。

また、先般お示ししました利水政策につきましても、この会議で確認をいたしております。

流域協議会は、今日の会議で設置要綱、要領を決定いたしましたところでございます。今後早急に浅川・砥川について設置を進めていく方針でございます。

報告は以上でございます。

宮地委員長

はい。ありがとうございました。

ご質問ございますでしょうか。ないようでしたらお伺いしますが、今、検討委員の任期について県の方のご見解を承りましたがそれにつきまして、よろしゅうございますですか。高橋委員、今日お見えになりますので。

高橋委員

はい。了解しました。

宮地委員長

はい。ありがとうございました。

風間委員は今日ご欠席でございますので、また後ほどご意見の表明はあるかと思っておりますが、それまで今のようなことで了解しておきたいと思っております。

それでは報告の3に移ります。利水支援の試算について幹事からご報告をいただきます。

幹事（食品環境水道課）

食品環境水道課水道係長の小松です。今日課長の代理でまいりましたのでよろしくお願い致します。

それでは資料-2を見ていただきたいと思います。この資料は前回の委員会におきまして県が市町村が行います水源確保について補助をする方針をご説明いたしましたが、補助をするとして、どんな負担になるのか試算をしてくれという求めがありまして、郷土沢川以下4河川、それから関係する市町村は水道が関係します豊丘村以下、五つの水道になりますが試算を行っております。表を見ていただきまして、中ほどに、県が支援策を考慮しない場合、すなわち何もしなかったらどのような負担になるかということで、単位は億円です。それから右側は県が支援策を実施した場合。要するに水源の確保、調査等につきまして半分、それ以下につきまして20%の支援をする場合いくら掛かるかということです。数字についてはご覧のとおりであります。

豊丘村につきましては分水と井戸2基の場合、あるいはすべてを井戸で賄う4基の場合という二つに分けております。駒沢川についても、井戸の場合、現状の汚水源についてヒ素の除去を行った場合、こういう試算になっております。

試みに黒い網掛けの部分で、市町村の数字が県が補助をした場合としなかった場合でそれぞれ足し算をしてみましたら、支援をする場合の合計が114億円、するとした場合99億円ということで、15億円くらいですね市町村の負担は軽くなるであろうと、こういう試算をしましたので報告いたします。以上です。

宮地委員長

これが県の利水支援策について具体的なお金がどうなるかというお話でございますが、今初めて見てなかなかわかりにくいかわかりませんが、ご質問等あったらこれはぜひやっておいていただいた方がいいと思いますが。どうぞ。

五十嵐委員

まず質問が一つと、表の読み方一つです。県側が負担をするとどうして国の費用が減ってくるのかというからくりについて一つ教えてください。

2番目にダムの場合の市町村負担と比べてみて、ダムを造らないで、かつ県の支援策を考慮した場合の表の見方ですけれども、例えば郷土沢川で見ますと、ダムの場合の市町村負担が10.9ですが、この網掛けの部分を見ると8.8と10.5になっている。合計では19.3と10.9と、こういうかたちで見るとですか。ということをお願いしたい。

幹事（食品環境水道課）

後段の部分は豊丘村の郷土沢川につきましては二つの選択肢といいですか、やり方が書いてありまして、今委員さんご指摘の8.8億、10.5億というのは合計で見るとはなくて。

五十嵐委員

やり方が別々で。

幹事（食品環境水道課）

やり方で比較していただきたいと思います。一点目については担当の方から答えさせてもらいたいと思います。

幹事（食品環境水道課）

はい、それではご説明いたします。資料 - 2 の裏側をご覧ください。郷土沢川の場合を例に取りまして、国の負担分が減るということの考え方を示した表です。

まず考慮しない場合です。この場合国庫補助は1.6億円、考慮した場合も1.6億円、これ変わらないです。ただ考慮しない場合は、残りの部分を市町村が起債等で対応していくという中で、起債の約50%が交付税措置される、これが国負担へ回る計算になってます。

考慮した場合ですが、その下です。そこに間に県費補助が入って1億6千万入ってきます。そうすると全体の市町村の起債として借りる分が負担が軽くなって、さらに起債の半分が交付税措置されるということで、国の負担も一緒に軽くなるというかたちになってきます。これによって国の方の負担の数値が下がってしまうと、併せて市町村の負担も軽減されるという結果になります。以上です。

宮地委員長

はい。

五十嵐委員

もう一つ、これは今後こういう計算方式が継続されるという見通しなんでしょうか。それともこういう計算方法の変更は近いうちにあり得るという変更なんでしょうか。というのは、今新聞報道等でご承知のとおり補助金を含めたこの裏負担についていろんな論点があるということやさまざまなか所で言われているものですから、お聞きしてるんですけど、ここはどういうふうに見ますでしょうか。

幹事（食品環境水道課）

この表の考え方は現行制度で照らし合わせて試算してございまして、今後そういう考え、対応の仕方が変わっていけばそれに合わせたかたちに変更していかざるを得ないんじゃないかと考えます。

宮地委員長

どうぞ。

藤原委員

この資料 - 2 で確認したいと思うんですが、県の利水支援策はダムによる、よらないということにかかわらず支援してもらえるのか、それともダムによらない場合に支援はするけれども、ダムによる場合には支援をしないのか、このことについてはいかがですか。

幹事（食品環境水道課）

この支援策は、まず基本的に全市町村が対象にしてあります。まず基本的には20%補助以内ということで全市町村対象にしていくということです。あとダムに関係してくる場合の水源に対しては調査費、水源等の調査費については50%、施設については20%を補助対象にしていくということで計画しております。

藤原委員

とするとダムによる場合には、この調査費とそれから施設費についての補助はないと。ダムによる選択をしてですね、しかも一方で例えば井戸を掘るとか、そういうようなことを町でやろうとしている時には支援策の対象にはなりませんということですか。

幹事（食品環境水道課）

いえ、ダムの場合も対象になりますし、通常の新規水源の施設費、調査費についても対象

になります。

宮地委員長
そうですね。

幹事（食品環境水道課）

ただ、ダムに関しては調査費50%上限、施設費は20%上限で、他のダムに関係しない水源、新規水源を市町村が求めた場合の費用としては20%以内ということで支援策を前に報告してございます。

宮地委員長
五十嵐さんどうぞ。

五十嵐委員

例えば角間川の山ノ内町というのを見ていただくとわかると思いますけれども、ダムを造った場合には2.6億円、それから県の支援策を考慮した場合には15.4億円です。つまり、前にこの委員会で利水委員会がありましてですね、最大限ダムを造った場合の額の時に、予定される額を超えないようになるべくしてほしいという意見があったと思います。

山ノ内で見ますと約7倍ぐらいの額になるんです。こういう場合に、今の20%多いかたちで計算したらこうなるんですけど、いずれこの20%というのもまた地域事情によったら30%にするとか、そういうことはあり得るんでしょうか。絶対ないってということでしょうか。あるいはまた逆に言いますと、これは重複かもしれませんが、なんで20%ということになってんでしょうか、ということです。

幹事（食品環境水道課）

まず山ノ内の場合ですと2.6億円を15.4億円のこの差なんです、これについては補助率を上げる、いずれ30%にしていく、40%にしていく、そういう対応という考え方ではなくて、今後具体案を作成していく中で、それは答申が出てからのことで、今現在、現時点ではなかなか判断しきれない部分があるんですが、答申後の具体案を作成していく中でよりその市町村にとってよりよい水源探し、そういうものを県・町と調節していく中で検討していきたいという対応を考えております。

それで20%というのは、水源開発のダム負担金についての補助率が20%以内ということでございまして、そういう現行制度を活用してるという状況です。

宮地委員長
五十嵐委員、よろしゅうございますか。はい、高橋委員。

高橋委員

お伺いしたいんですけども、国の補助っていいですか、支援、あるのとないのとがあるんですけども、これはどういうことでしょうか。

幹事（食品環境水道課）

これは基本的に現行制度の中で、まず国の国庫補助に、対象に、上水道事業なんです、この水源について、例えば井戸等の水源が国庫補助の対象にならないというのが一点と、あと上水道に関しては交付税措置が今されてないという現状ですので、国の負担分がゼロということで、財政ワーキングの時の試算も同じようなかたちで試算させてもらってます。

宮地委員長
よろしゅうございますか。

高橋委員
はい。

宮地委員長
はい、松島委員どうぞ。

松島（貞）委員

資料 2のダムの場合の市町村負担の額と、県の支援策を考慮した場合の額の比較の話なんだけれども、水道、利水の場合は最終的には各家庭の蛇口をひねったら水が出までお金掛かるわけでありましたが、ダムの場合の負担というのは、ダム建設だけの負担だと解釈しとるんだけれども、そういうことでよろしいのかどうか。それから、県の支援策を考慮した場合しない場合の全体事業費の話があるんだけれども、これは井戸を掘ってですね、その井戸から導水管等も入るとるんだけれども、どこまで水を引っ張った時の事業費なのかどうかというのを確認したいんだけど。言っとる意味わかるでしょうか。

宮地委員長
わかりますね。

幹事（食品環境水道課）
はい、わかります。

宮地委員長
はい、お願いします。

幹事（食品環境水道課）

まずダムの場合の市町村負担は、これはダムから必要な導水管を通して浄水場、それぞれのその配水施設、すべてのものを試算した中の、あと国庫補助分等の、また県費補助分を差し引いた、市町村、純粋なその負担額です。

松島（貞）委員
はい。

幹事（食品環境水道課）

それと、あと県費補助については、代替対策案として井戸案が多いので、井戸についてはまず調査費と、あと水源としての井戸、井戸から導水管で持って行って配水池入る前の管と、あと下の米印の2番目ですが、今回この除去装置については新規水源に併設するものについては補助対象とするということです。そこまで、見込んでございます。

松島（貞）委員
そうすると、豊丘でいうと硝酸・亜硝酸窒素の除去装置まで入れてあるっていうふうに解釈していいんですか。

幹事（食品環境水道課）
はい、入ってます。

松島（貞）委員

あの4基は。例えば井戸4基の場合は、井戸を調査して掘って、除去装置を付けて配水池まで水を送るのに25.1億円掛かるっていう解釈でよろしいんですか。

幹事（食品環境水道課）

はい、そうです。除去装置まで入っております。

松島（貞）委員

ダムの場合も配水池までの水を送って、それまでの経費が、それでダムの建設費負担の8億8千万円だったんでしょうか、豊丘でいうと、それまで入っていると。

幹事（食品環境水道課）

はい。

松島（貞）委員

ということでよろしいんですか。

幹事（食品環境水道課）

はい、入ってます。

宮地委員長

いかがでしょう。これは、この金額をどう見るかということもございませうけども。ちょっと質問したいんですが、このダムの場合の市町村負担というのは、例えば部会報告に付いておりましたあの財政ワーキングの試算ですか。

幹事（食品環境水道課）

そうです。

宮地委員長

あの時のダム案を造る時のですね。

幹事（食品環境水道課）

そうです。

宮地委員長

そうですか。私ちょっと勘定してみたら、黒沢は11.8億っていうのは私の計算とあってるんですが、あとのがちょっと食い違うもんですから、これは私の考え違いであつたろうと思っております。もういっぺんよく見てみますが。いかがでしょう。一応こういう報告なんでございませうけども、これをどう受け止めるかということはこれからの報告になると思えます。委員会の議論がやっぱりあると思えます。

実はこれを見まして、もう一つの高水の、ごめんなさい、豊水利用の報告がこの後ございませうけれども、それも関連いたしまして、黒沢とか郷土沢とか委員会の議論が終わって答申を書き始めてると、そういう段階のものもありますけども、たぶんこの議論はまた答申をどうまとめるかというところに考慮をされるべきであると思っております。そういう意味で、郷土とか黒沢の話もこれからどんどんご意見をこれに関連して出していただきたいと、私はそう考えております。

この支援策の試算については今のところよろしゅうございませうか。そうしますと、一応報告はそういうことでございまして、あとは議事に入ってまいります、よろしゅうございませう

か。

それでは議事といたしまして、まず第1は「河川の流況と利水量について」、幹事会からご説明をお願いをいたします。

幹事（河川課）

河川課管理調整係の原田茂と申します。私の方から河川の流況と利水量につきましてご説明申し上げます。資料3-1をご覧くださいと思います。最初に参考のところをご覧くださいと思いますが、前回25回の検討委員会で提出させていただきました角間川以下6河川の流況と利水量のグラフの資料をご覧くださいと思います。

その中で豊水として利用できる時期、できない時期等についてコメントをさせていただきました。この参考の表でございますが、一番上の段がですね、基準渇水年から直近の5カ年間の年度を表してございまして、次の下の欄が前回資料でお出ししましたグラフのページを記載してございます。また基準渇水年のコメントの欄でございますが、下のかっこ欄につきましては基準渇水年として定めた期間、例えば角間川の場合でございますと、昭和62年から平成8年の10年間の渇水流量の最少であった年が62年ということになって、渇水年としてなっておるわけでございます。なおこの期間が20年の場合は流量が下から2番目、30年の場合は下から3番目の年が基準渇水年として定められるということになっております。

それでは、角間川からご覧をいただきたいと思いますが、基準渇水年につきましては河川流量が正常流量を下回っているという時期が8月から9月にございます。それから9年、10年につきましては1、2月の正常流量ぎりぎりか、やや下回っているという時期がございます。それから11年につきましては年間を通じまして利用できるという状況であったと思います。それから12年でございますが、9月に基準渇水流量を下回った時期があるというようなことです。それから13年度につきましては、年間を通じまして河川流量が不安定で基準渇水流量を満たさないという日が多発しておったということが言えるかと思えます。したがって5年間を見ますと、13年を除いてほぼ豊水としては利用する期間があったということが言えるかと思えます。

次に浅川でございますけれども、基準渇水年につきましては5月から12月にかけて河川流量が正常流量を下回っておりまして、豊水の利用が困難であるということでございます。それから9年から、年度で申しますと、13年度につきましては、おおむね4月の後半から10月にかけて正常流量を下回っておるという状況が伺えるかと思えます。なお、さらに9年の6月下旬と11年の8月上旬には基準渇水流量をも下回っているという時期があり、安定した豊水利用は難しいように思われます。

次のページをご覧くださいと思います。黒沢川でございますが、基準渇水年につきましては1月から3月にかけて正常流量、ここでは許可水量となっておりますが下回っておりました。基準渇水流量ぎりぎりの時期が見受けられるということが言えるかと思えます。10年につきましては5月から10月、11年につきましては年間を通じて不安定で正常流量を下回る時期が多いということが言えるかと思えます。また2月中旬には基準渇水流量を下回っている時期があると。また12年度、13年度につきましては、年間を通じまして河川流量も多く、安定して豊水が利用できたように思われます。5年間で見ますと、ここは年度により豊水の量もかなり差があるのではないかというふうに思われます。

次に芦部川でございますけれども、基準渇水年、それから9年から13年まででございますが、すべての年を通じまして維持流量が基準渇水流量を上回るというような結果が出ております。豊水につきましては1月から3月、また4月下旬から5月上旬にかけて豊水が利用できないと、時期がございまして、9年につきましては2月、8月に利用が困難な時期がございました。それから10年から12年につきましてはおおむね豊水利用が可能であると思われます。さらに13年度につきましては4月下旬から10月にかけて河川流量が基準渇水流量を下回ることによって、豊水の利用は難しいというようなところがあるかと思えます。

続きまして駒沢川でございますが、これも先ほど申し上げました芦部川と同様でございます。すべての年で維持流量が基準渇水流量を上回るという結果が出ております。また同じくすべての年に共通いたしまして、5月上旬から9月の中旬までの間ですが、河川流量が正常流量を下回ったということで、豊水の利用が困難であるというふうに思われます。

次に最後、砥川でございますが、基準渇水年につきましては2月から3月にかけて豊水が利用できないという時期がございます。それから10年を除きまして、9年、11年、12年、13年は月の差はございますけれども、年間を通じまして不安定な時期が多くあったということが言えるかと思えます。それから10年につきましては、基準渇水流量を下回る時期がなく、年間を通じて豊水の利用が可能であるということが伺えるかと思えます。以上、簡単でございますが、河川ごとの豊水の利用につきまして可能時期等を簡単にご説明いたしましたが、それでは申し訳ございませんが、前のページに戻っていただきまして、今ご説明申し上げました6河川につきましてまとめたものの現況と課題ということで、まず1の現況からでございますが、三つございます。1番といたしまして、河川流量が基準渇水流量を下回って、豊水が存在しない日が多数発生しているという河川として、角間川以下4河川がございました。それから2番目といたしまして、正常流量が基準渇水流量を上回っていて、現実に豊水が利用されていると思われる期間がある河川として角間川以下3河川がございません。それから3番目としまして、維持流量が基準渇水流量を上回っていて、既存の水利権者等の取水そのものが不安定になっている河川として芦部川、それから駒沢川がございました。こうした現況を見た上で、でございますけれども、グラフにつきましては今後豊水を利用した場合の問題点としてどのようなものがあるかということに移らせていただきますけれども、その前提といたしまして、グラフで相当多くの枚数をお示した正常流量というものがですね、あくまでもダム計画において把握された数値という前提ということでご覧をいただきたいと思えますけれども、まず1番といたしまして、豊水が利用できない期間、仮にできたとしても不足する期間っていうのは各河川ともあるわけでございますけれども、当然その期間につきましては代替となる水源が必要になってくるということが言えるかと思えます。また2番目といたしまして、豊水を利用する場合には既得水利権者、あるいは漁業権者等の同意が必ず必要になってくるということでございまして、前回25回の検討委員会でも申し上げましたけれども、この水利権者の皆さんの承諾をいただくということが今後大きな課題ではなかろうかと思えます。3番といたしまして、豊水を利用する場合には基準渇水流量を上回った豊水の把握が必要になってまいります。技術的な問題かと思えますが、高度な取水管理が必要になってくるのではないかと思われます。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。

これは前回の委員会でお願いをしたことに対するご報告でございますが、いろいろ難しい問題があるかと思えますが、ご質問でございますでしょうか。

私ちょっと質問したいんですが、ここに基準渇水年がございますね。それと最近5カ年間の状況が書いてございます。これで基準渇水年っていうのがこの最近5カ年間から外れてるところもありますけれども、大体、これから大体のイメージをつかむのには、この基準渇水年のことを頭においておけばよろしいということで、最近の5カ年間、これは一つの参考だと思ってよろしゅうございますか。そのへんはどうでしょう。シリアスに考えなきゃいけないのかどうかということです。

幹事（河川課）

今のお話もでございますけれども、例えば今度は許可を出すという場合になりますけれども、当然直近のデータまで入れて、その期間をもって算出した方ができるだけ正確なデータが出るというふうに思われますけれど。

宮地委員長

ということは、基準濁水年をまた考え直すということですか。そうじゃなくて。どっちなんでしょう。

幹事（河川課）

なるとは思いませんけれども、結果的にということだと思えますけれども。

宮地委員長

ああ、そうですか。

幹事（河川課）

はい。

宮地委員長

そうですか。

高田委員

いいですか。

宮地委員長

高田委員、どうぞ。こっちからいきましょう。

高田委員

前回のこの資料で大筋は変わらないと思うんですが、水量観測の結果が非常に不思議なカーブがいろいろあります。例えばこの27ページとか28ページ、要するに29ページもそうですが、水位の流況が同じなんですね。頭が切れてる、あるいは低い方がもう一定になってるとか、そのへん計測の信頼性というのはどんなもんなんですかね。同じ流量がずっと続いて、突然パタッとなくなって、なくなり方も同じパターンで、だから低い方が取れてない、計測されてないとか、そういうことですか。水位計が干上がってしまったりとか、そういうことはないでしょうか。大筋間違いないと思うんですが、ちょっと不自然な計測結果と思うんですけど。観測施設の癖とでも言うもんなんですか。

宮地委員長

質問の意味がおわかりでございますか。

高田委員

河川によってかなり癖が違うんですけど。

宮地委員長

ちょっとお調べをいただきまして、松岡委員、どうぞ。

松岡委員

課題の1にある豊水が利用できない期間が各河川で発生するため不足する期間に対して代替となる水源が必要となると、この必要となるというのは、豊水水利権を設定する場合にそうした代替となる水源、例えばその期間とボリュームとといいますか、それが決まっていて、ため池なりなんなりを造るとか、そういうことにならないと許可しないという意味なのか、許可はするけど満たすには水源が必要となる場合があるよという意味なのか、そのへんのニュアンスはどういうことなんですか。

宮地委員長
どうぞ。

幹事（河川課）

前回にもお話ししたかと思いますが、暫定豊水水利権ですか、の中で、こういった豊水水利権についても国の方でも考えていくという中でですね、豊水っていうのはそもそもここにご覧いただいたように取れる時期と取れない時期がございます。そういう前提でいきますと、必ずそれに代わる施設というものが必要になってくるというのは豊水水利権においても同じということと言えるかと思います。

松岡委員

ということは、それがないと許可できないっていう、そういうニュアンスになるということですか。

幹事（河川課）

はい、いまの現行ですとそういうことで理解しておりますが。

高橋委員
委員長。

宮地委員長

はい、高橋委員。

高橋委員

実態としてあるかどうかわかりませんが、基準湧水流量より既得水利権の方の量が多いというような実態がありますか。もしわれわれこれから回答する場合、その河川の流況調査をしていただいて、基準湧水流量が例えば変わった場合、既得水利権者との調整というようなものもあると思うんですが、一番困ることは、基準湧水流量より既に与えてる権利の方が大きかった場合、そういうような場合はどうなるのでしょうか。

幹事（河川課）

今のお話でございますが、当然関係者の理解を、ご理解をいただきまして、その水利権の調整といえますか、そういうことが当然必要になってくるというふうに思われます。

高橋委員

はい、了解しました。

宮地委員長

他にいかがでございますか。

私もういっぺん質問したいんですが、先ほどの話で、豊水を取るためには代替措置が必要だとおっしゃったですね。つまり先ほどの私の質問とも関係するんですが、どこを目標にしたらいんですか。基準湧水年を目標にするだけではいけなくて、最近5年間のことも目標にしなければいけないんですか。実際に代替措置という時にどれだけのことを確保したらよろしいんですか。私の感じでは、基準湧水年についての代替案があればいいような感じが素人で思ってるんじゃないか、そうじゃないんですか。はい。

幹事（河川課）

最低必要な期間といいますと、直近の10年間。

宮地委員長

そうですね。

幹事（河川課）

必要になってくるということでございます。

宮地委員長

だからその10年間を目標にすれば一つの方法にはなる。

幹事（河川課）

そういうことでございます。

宮地委員長

ああ、そうですか、はい。

ここ見ると、30年もやってるところはあるわけですがね、やっぱり基準渇水年の状況というのが一つの判断の基準になると私は思ったんですけど。

高橋委員

今の河川法はそうなってると思うんですけども、基準渇水流量っていうのは10年に一度の流量ですよ。実際はあるかないかわかんないわけですよ。そういうようなものの運用といいますか。許可というものは、今の現法律では出ないと思うんですけども、そういうようなものまで踏み込まないと解決しないわけですよ、この問題は。

宮地委員長

なるほど、はい、そうですね。

高橋委員

それプラス適正な維持流量というものをいくら流すかということも決めないと、この量は出てこないわけですから、そこまで今の答弁だと、おそらく数字的にはないというかたちになってしまうわけですよ。

宮地委員長

はい、おっしゃるとおりです。

高橋委員

そのへんをどこまでわれわれが要望できるかということが大きな問題かと私は思うんですけど。

宮地委員長

はい。先ほどの質問に対するご返事はどうですか。

幹事（河川課）

河川課です。今の流量観測の関係なんですけど、基本的にその水位を観測しておりまして、定期的に水位観測所に行きまして、水位とそこに取られているデータが一致してることを確認していますので先ほどお示しになっているデータはその時に観測されたデータでして、そ

の時の水位を流量に換算しているわけですが、データとしては正しいのではないかと考えております。

宮地委員長
そうですか。

高田委員

例えば29ページにあるようなのですとね、1月の10日ぐらいから3月の中ごろぐらいまでまったく一定なんですね。高い方、低い方、時々低くなるんですけど、それも同じ値なんですね。実際にこんなことってあるんですか。黒沢川は特殊なんですかね。

幹事（河川課）

データとしては、観測データとしてはですね、一定のものになってまして、先ほど説明のとおり観測所にロール紙1週間に1回、ロール紙の取り換えの時にですね行って、水位とそのデータをチェックしてるんですけども、その結果でして、それ以上のことは今はわからないんですが。お願いします。

宮地委員長
そういうご返事なんですが。

高田委員

これ以上、聞いてもわかりません。ただ、川によって非常にその癖が違うゆうのんで、計測方法だって多少問題があるのかなという気がいたします。これは感想です。

宮地委員長

ご報告に対する質問はよろしゅうございますか。一応きりにしまして、それではちょっと今1時半から1時間ちょっとですが、ちょっとあと議題に入りますので、ちょっと10分間ほど休憩をしようと思っております。実は先を急ぐんですが、問題を考え直した方がいいと思いますんで、今2時20分でございますので、2時半から議事を再開いたします。

（10分間休憩）

田中治水・利水検討室長

審議をお願いしたいと思いますので、席へお願いしたいと思います。

宮地委員長

はい。議事を再開いたします。

実は私ちょっと手落ちがありまして、先ほどの豊水の河川の流況と利水量についてご報告をいただきましたけども、もう一つ、豊水水利権の利用についてという肝心なところを忘れておりました。資料3の2がありますので、それを私、ちょっと飛ばしました。このご説明をお願いいたします。すいません。

幹事（食品環境水道課）

食品環境水道課の小松ですが、先ほどの話に関連するんですが、豊水があるという前提で水道に使うことについてどうかということですが、まず利点と書いておまして、3カ所から具体的な回答が出ております。

豊丘村さんにつきましては、豊水が使えれば地下水が硝酸・亜硝酸が高いんで、その希釈に用いるという利点があると。

山ノ内町さんについては、豊水水利権であれ自前で水利権を持てることはプラスであるという答えが返ってきております。

あと三郷村さんについては、現状ある水道システムを利用できるんで、利点はあるという、具体的な三つの回答が来ております。

それから課題ですけれども、先ほども出ておりましたが、渇水期にやはり一定の水道水を確保するというシステム、安定した井戸等がどうしてもバックアップしないと困るという問題と、それから水利権との調整、こういった課題が指摘されております。以上が水道水として豊水を利用するとしたらどういうメリットがあり、課題があるかということをおおまかにまとめたものです。

最後に既設配水池容量というのがあります、これは今の水道システム自体でどれぐらい時間的な余裕を持てるかという資料でして、これは24時間とか29時間といった具合で、1日たつと大体水はなくなってしまうんで、安定した水量は常に必要にしている施設であるということで載せてあります。以上です。

宮地委員長

ありがとうございました。落としまして申し訳ございませんが、どうぞご質問があったらどうぞ。豊水が取れるか取れんかによって、たぶん利水のお金も少しは安く済む可能性もありますので、そのへんもお考え合わせをいただいて、今日のこの費用の問題とこの豊水の水利権、この話をひとつご検討を各委員お考えおきをいただきたい。それで、実は黒沢とか郷土とか、答申も書き始めておりますが、そのへんの内容も、これをひとつ、個々でご意見承る時間があれば十分でございますけども、起草委員会の方でも考えながら起草をしてみたいと私は考えております。それから、これからある角間・駒沢についてはまたその各河川の時にまた具体的なご意見をいただければ反映できるだろうと、そう考えておりますが、どうぞ。

高田委員

一つだけ質問です。それは今の3の2の資料と、その前の資料2と合わせまして、感覚的に例えば今の3の2の場合のいくつか、例えば一番下の三郷村の場合も含めて、この資料の下に米印があって、施設費を全部これ踏まえて全体事業費というのを出されてるんですが、今の三郷村の場合は配水池とかパイプ類というのは、たいがい既存のものが使えるわけで、そういう面から見て、この全体事業費が非常に大きいように思うんです。これで、井戸掘削と、導水管、除去装置がいらないとこなんかを考えますと、この全体事業費というのはどういうものが入ってるのか。例えば既存の配水池に処理した水を入れるんだったら、井戸とそこへ至る導水管だけでいいと思うんですけど、そう考えていいんですか。もしそれだしたら、井戸を掘るのんそんなにお金掛かるわけではないし、導水管もそれほど掛からないんですけど、この全体事業費というのはみんなかなりでかい数字になってるんですが、こういうもんなんでしょう。私、地盤工学専攻してますので、その掘削、井戸の掘削とかそういうものはいろんな人に聞いて、この全体事業費は非常に大きく感じるんですが。

宮地委員長

どうでしょう。私の感じは、それは部会報告についての財政ワーキングが試算をした数字だと思っておりますが。

高田委員

それはわかるんですですけど。

宮地委員長

ですから、それが全部いるかどうかは別にしましてね。

高田委員

ですから、この事業費の中でどんなものが入ってるかいうことをちょっとお聞きしたいということですよ。

宮地委員長

ですから、財政ワーキングの表を見ればあるわけじゃないんですか。

五十嵐委員

いや、ありまけど。

宮地委員長

そうですね。

高田委員

全部ありますか、これ。

五十嵐委員

計算方法も全部記載してありますし…、

高田委員

出てました。はい。

宮地委員長

部会報告には財政ワーキングの報告付いておりますのでね、そのお金のトータルだろうと、私それ質問したんです、さっき。

高田委員

それをここへまとめてくれる。

宮地委員長

はい。

高田委員

ああ、そうですか。

宮地委員長

だから、それが全部いるかどうかは、これからの進ちょく状況もあると、私は思っておりますが。

高田委員

はい、わかりました。それで結構です。

宮地委員長

どうですか、それでよろしゅうございます、私の意見を申しましたが。

高田委員

わかりました、はい。

五十嵐委員

100年換算は、初期投資だけ取った数字。

宮地委員長

そう、初期投資だけです。

五十嵐委員

そうですね。

宮地委員長

よろしゅうございますか、高田委員。はい、松島委員どうぞ。

松島（貞）委員

資料3 2の課題のところの話で、黒ポツの上に二つあるんですが、先ほど松岡委員の話に関連するんですが、豊水水利権特区の話もあるんですが、施設が必要となるという説明の下に水利権者との調整が必要というのは両方必要だというふうに解釈するんですが、水利権者との調整があれば上の施設がなくても豊水の利用が可能だという可能性については今の段階でいかがなんでしょうか。

宮地委員長

いかがでしょう。

幹事（食品環境水道課）

はい。食品環境水道課ですが、この課題のところのポツの上のところ、これ豊水期間は表流水ということで、処理するのに浄水場が必要だと。それで湯水期においてはその表流水がないということで、それに代わる代替水源、井戸等が必要になるという、これ水道事業の実情ですが、ただどっちにしろ、その水利権を得るには、やはり水利権者との調整という、こういう項目がルールとしてございますので、課題としてそれぞれ必要だと、課題として出てくるということで記載してございます。

高橋委員

関連していいですか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

高橋委員

課題の中にないいんですけども、豊水権の水利権というのは条件が付くはずなんですが、その条件はなくていいんですか。他の代替設備造らなくてもずっと権利を認めていただけますか。

幹事（河川課）

先ほどもちょっとお話ししましたけれども、豊水水利権として利用できたとしてもですね、当然代替の水源というものは必要になって、施設としては必要になってまいります。

宮地委員長

それをやるという方針は絶対必要なんです、きっと。代替を造るということが。

高橋委員

だから、それは一番大きな課題なんですよ。ここに課題としてそれが載ってないから、ぼくはそれが一番大きな課題じゃないかと思うんですけど。

宮地委員長

設備投資が倍というだけか、すいません。二重投資になるというのか。

高橋委員

この課題で苦しんでる。

宮地委員長

なるほど。

高橋委員

われわれはその課題で苦しんでるわけですよ。部会で審議やる中でもね。その課題がクリアしてくれればいいわけですから。

宮地委員長

それは、どう締めくくっておいた方がいいですかね。県の方も、要するにこちらの困ってる状況をよく理解していただきたいということでございましょうか。これからまたいろいろ注文が出てくるんだろうと私は思いますが、よろしく願いをいたします。他にいかがでございましょう。はい、それではちょっと前へ戻りまして申し訳ございませんでした。それは議事の2に入りまして、まず駒沢と角間と両方あるわけですが、時間的に今日、やっぱり5時までで終わるということになりまして、あと2時間半ぐらい、適当に2時間ぐらいをちょっと分けて議論をしてみたいと思います。ただ駒沢の方が具体的な話が多いかもわかりません。いずれにしても、委員会としてこの駒沢と角間を議論するのは初めてでございますので、そのへんはひとつお考えおきいただきたいと思っております。まず、4月5日の、先ほど出ましたように、土曜日に基本高水ワーキンググループのメンバーを中心にいたしまして、流域面積について現地調査を行いました。その資料は事前にお送りしてございませぬけれども、たぶんお読みいただいといます。あまり説明はそれについて省略をいたしますけれども、むしろ当日参加いただいた委員から付け加えることがあったらひとつお願いをしたい。それから各委員の意見も言っておりますが、実は今日配られたものがございませぬ。これ資料の4の...、今日配られた資料4の1と、それから、松島委員の付いてるんですね。後へ。あれ、松島委員のぼくのどこにないな。資料の4の2、それから今日配られた「駒沢川の基本高水について」、大熊孝・高田直俊と、これが机の上に置いてあったと思っておりますが、これは前にお出しいただいといる高田委員と大熊委員のご意見の集約だと伺っておりますけれども、そういうものをもとにしてひとつご議論をいただきたい。それでまず付け加えることがありましたらひとつお願いをしたい。この意見について。実は私、松島委員のこれを持っておりませんでした。見たことなかった。あったのかな。今日、大熊委員お見えになりませぬが、高田委員、何か付け加えることあったら、簡単に。

高田委員

この説明だったらできますが。

宮地委員長

それはもうお読みいただいといるわけですね。

高田委員

いや、今日初めてです。

宮地委員長

でも前に。

高田委員

前のは基本高水に関するもので、今日のは4月5日の調査その他を加えて全体として基本高水を議論したものです。

宮地委員長

ごめんなさい。ぼく、間違えました。今度のは基本高水についてですね。

はい。すいません。これ初めてですね。ではちょっとご説明をいただいた方がいい。

高田委員

これ説明、私の方からするんですか。

宮地委員長

はい、基本高水についてはこれ初めてですが。

高田委員

この資料は最初に書いてありますように、駒沢川の基本高水に関する見解というのは、2月7日で基本高水ワーキンググループが出してるんです。これに5月5日の現地の調査、その他若干の補足を追加して、基本高水として大熊・高田がまとめた、新たにまとめたもんです。

宮地委員長

はい。

高田委員

これ、先に説明さしていただきましょうか。

宮地委員長

すいません、はい。

高田委員

これは後でこの資料4の1とか4の2に関連する内容を含んでますが、この平成15年、今年の2月7日に駒沢川の基本高水に関する見解として基本高水ワーキンググループが出しました。その左側に番号を振ってます1・2・3・4がその時の見解の要旨です。繰り返しますと、昭和31年から毎秒50m³/sを超えるような洪水は発生していない。このことから、現計画の1/30の確率の基本高水52m³/sは50年確率ぐらいのかなり大きな値になっているということです。この2番目は、そこにも書きました、河川砂防技術基準、これは旧建設省が出してるもんですが、これを忠実に使いますと、このハイドログラフのピーク分のカバー率100%は使わなくてもいいということですんで、現計画はこのカバー率100%で出してる。この件は前からずっと議論になってる内容です。基本高水を少し50m³/s以下にしますと、河川の余裕高を減らすことができますので、河川改修をやる上では非常に楽になるということです。この場合にJRの鉄橋が問題になるんですが、そのこともクリアできるんじゃないかということです。流量観測によって流出解析パラメータを出すわけですが、現在は駒沢川の流量観測値じゃなくて、その付近にある横川ダムの値を流用し

てます。そのためにこの52トン m^3/s という値の信頼性には疑問があるということです。それから下はもう一つ、私がこの計画書、基本高水の出てきた過程を見まして、今日のこの3枚目に図1として付けてますが、この横川ダムの流出解析パラメータ、横川ダムというのは流域面積が38 km^2 ほどあります。ちなみに駒沢川は4.4で非常に小さい。これを流用していかどうかというのは非常に疑問があるわけですが、観測値がないので、気象条件が似てるといふかたちで近所の値を使ったということも認めてとしても、この3枚目にありますように、飽和雨量、このパラメータの中で非常に大きな役割を示す飽和雨量見ていただいたら100 mm になってます。この総雨量125 mm 以上の右側にある二つの黒い丸、この点を忠実に使いますと、118 mm ぐらいになります。100 mm と118 mm というのは、かなり大きな基本高水の計算値に差が出ます。ですから、この50 m^3/s を超えてるといふことですが、実際はこの118 mm ミリを使うと50トン m^3/s 以下になる。この点からも基本高水の出し方がかなり恣意的なものがあるということです。その次の6・7・8・9からは、4月5日の現地視察の結果です。その2枚目の図2というのがその次にあります。これは地元、部会の特別委員の方から出されてた図に私が書き加えたものですが、このA=0.45 km^2 という、この部分が問題で、この部分は右側の高橋川に流れるはずだと。駒沢川には流れない、そういう意見の出された領域です。これが問題になって現地を視察したといういきさつです。現地を見た限りにおいて、この6番ですが、この図のAと書いた山すそを通る水路、これは高橋川に直接流れてるんですが、この役割と、その次のBという点線に見えるようなこの水路、この2本の水路は高橋川に流れます。この2本の水路でこの0.45 km^2 の大部分の流域は高橋川に流れてしまう。今、仮にその南側の圃場の水は駒沢川へ流れてしまうと考えると、ここのCと書いたハッチを付けた部分ですね。ここに幹線農道、自衛隊道路と言われる幹線農道がある。こっから上の部分を高橋川に流れるとすると、そこに手書きで書きました0.32 km^2 の面積が当初計画の流域面積から外れます。その自衛隊道路というこの幹線農道で私は割り切ったんですが、これは後で松島委員が非常に詳しい調査をされてますんで、その詳しい調査に譲るとしまして、結局0.45 km^2 の中の0.32 km^2 が駒沢川流域から外れる。駒沢川流域というのは小さい面積です。4.4 km^2 です。だから0.45というのは1割に相当するわけですね。ですからそのうちの0.32が除かれるということは、この4.4 km^2 で計算した52 m^3/s を面積比率で分けますと50 m^3/s を切ってしまう。それがこの4月5日の現地調査視察の結果から出た大熊さんと私の結論です。こういう一連の、ここに書きました一連の議論から見て、この現行の52 m^3/s という駒沢の基本高水は高すぎる。明らかに高すぎるので再検討してくださいということです。この見解は、ワーキンググループとして出したかったんですが、松岡さんは大体大筋としてはこれはこういうものだということも認めていただいたんですが、一部ちょっと言い過ぎだよという部分があるので名前は控えさせてもらうという、そういうことでした。以上がこの内容の説明です。

宮地委員長

はい。ありがとうございました。

ちょっと関連して、資料の4の2の方も松島(信)委員の資料が今日配られたんですね。それでちょっとご説明いただいた方がいいと思います。お願いいたします。

松島(信)委員

はい。私の資料は4の2で、A3で3枚あります。地形調査の結果が2枚目にある1図とこの図です。1図の説明は後でやります。1図のほぼ真ん中、やや左寄りに赤い丸でAと書いてあります。道路が交差するところですね。そのところで修正をお願いしたいんです。Aの左上の畑のところの色が塗ってありますが、この色は取っておいてください。それから今度はずっと右の方に、やはり赤い丸印でHと書いてあります。私の結論はこの図で言いますと、

山崎飯綱宮の尾根からAを通過してHへ向かうのが流域境界としてふさわしいであろうと。Hから以下は赤線で示してあります排水路に沿って行って、あとは両小野小学校のあたりから県の境界線に乗っていくのがいいだろうとの結果であります。それで第1図の凡例が1枚目の方に半ページにわたって載っております。ですから、この記号と色分けしてある部分の意味はこの凡例を参考に見てください。それから、次に3枚目に2図というのがあって、「地形勾配測量図」と書いてあります。これはまず東西に向かっている自衛隊道路というのと南北に向かっている圃場整備の時に整備された道路ですね。それぞれの交差点4点ありまして、その交差点で測量をしたものです。その測量結果は右半分に断面で表してあります。勾配線はその断面線を見ていただければ明りょうにわかると思います。

ではそのような調査結果に基づいて、私の意見は、最初の方へ戻ってください。調査は駒沢部会委員の牛丸さん・山本さん、委員以外の二人の協力者の応援を得て4月14日に朝から夕方まで掛かって実施しました。

調査結果は水路の実態、それから水田への水の入口と水の出口、それから畦畔の傾斜、あと中へ入ってみてわかったんですが、伏流水とか侵出水が相当あちこちに点在しておりまして、それらの処理方法など、すべて資料1に色分けなどをして示してあります。土地の傾斜、これはレベルによる簡易測量で東西道路、つまり自衛隊道路と南北方向の道路の傾斜を2図に示しました。

結論、飯綱山崎宮の尾根から自衛隊道路のA点、休戸のH地点を結ぶ線を流域界とする。Hより下流は排水路を墓地の下まで下がって、県の流域界と合流する。

この結論に対する理由です。1、高橋川へ流れる北側排水路、その北側排水路っていうのはちょっと見てください、図1を。山崎飯綱宮のところから東へ向かって行って、高橋川へ流れる北側の水路と書いてあるのです。これは完全に高橋川へ流れる水路のことです。次、北側排水路より南側の水田は北側の水田より地盤がわずかに高い。それは地図をまた見ていただくと、北側排水路の南側、南側っていうのは地図の下側にあたります。そこにやや太いHという記号が打ってあります。このHの部分の水田は、明らかにより北側の水田より高いという意味です。だからこれは地形的には尾根をつくっています。3、測量結果から明らかのように、自衛隊道路の勾配は南北道路よりはるかにきつい。これ断面を見ていただければわかるように、その違いは明りょうであります。アスファルト舗装で水の抵抗が少なく、大雨の時には川のように流れる。4です。北側排水路には水落としマスが設置されています。南側排水路よりその落としマスの数が多いわけですね。それは図に落としマスの位置が示してあります。だから、自衛隊道路より北側の水田は南側の水田より勾配が少しくつく、全体は東へ傾斜した地形であると。東の方へ振ったという意味ですね。次は5、南側排水路より北側の地形も東への傾斜が南への傾斜より勝っている。6、南側排水路から北側の水田の平面形ですが、長方形に整備されています。そして東西方向の畦畔より南北方向の畦畔が長いわけですね。このことは最大傾斜線が東よりのためである。7、当地区への灌漑用水路は細洞ため池や大の洞ため池方面から供給されています。押野地区で駒沢川への排水路があって、大雨の時には水は払われます。8、大雨の時、水田にたまる水の多くは雨水である。水が満杯し、畦畔からあふれ出るとしたら、東側の長い畦畔と、南北側の短い畦畔の先端部からあふれる。9、伊那谷では三六災害(1961年)上伊那南部の平たん地で前期降雨あってピーク降雨量が250mm/日、その時は1/100とされていますが、この時に畦畔や排水路からあふれた水はあったが、畦畔を崩した事例はなかった。山間部で土石流に襲われた水田では砂礫が稲を下敷きにしており、土手や斜面を破壊している。10、休戸の北側山ろく、これは地図をもう一回見ていただければわかると思いますが、休戸ですね、休戸の北側山ろくっていう意味は、地図の一番上側にあたる山ろくのことです。ここで発生した土石流が水田地帯を埋めるような超過洪水の想定は無理である。あるとすれば、霧訪山断層が動き、地震が発生した時であるかも。このことについて付け足しますと、休戸の小野尚一さんっていう方が、現地の人ということで出てきてですね、そういうこともあるような意味のことを言ったんで

すけれども、それは実際そんなことはあったわけじゃないわけで、休戸の田んぼの下には礫が出ておる。この礫は西山の方の、山から流れてきた礫であるというようなことを言いました。それはまったくおかしな話であって、この押野から休戸にかけての扇状地は駒沢川が数万年前にかけてつくった扇状地ですから、そちらから流れてきた礫であって、ここの西側の山からはほとんど表層の細粒堆積物が斜面をつくってるだけにすぎなくて、礫を供給するような、そういう地形の現状というものはまったく認められないわけですね。かつて圃場整備する前に水が不足するというようなことで、こういう現在のような整備された水路がなかった時代に休戸の方へ向かって水を引いていたという、そういう水路はあったかもしれない。その水路があるっていったって、土石流が発生してこれを全部乗り越えてくるって説明は、あまりにも荒唐無稽な説明になっております。

しかし、これからは私の感想なんですけども、この調査を部会の時に2回やり、それから検討委員会で4月5日にやり、その中で一貫して県の見解は地形は南に傾斜しておるって言うんですね。地形が南に傾斜しとるから南に流れるって言うんですね。その地形が南に傾斜しておるとい見解は、これはまったく主観というか、見解の相違でもってそういうことを言う。そういうことを伊那建設事務所が最初からおっしゃっておったんです。けれども、これは見解の相違とかそういう問題じゃないわけです。ですから、どうしてこういうことが、つまり科学的な実測に基づいたことが基本であると考えべきなのに、それをあくまでも主張するということになると、これは恣意的な決定要素もあったのかなというように思っています。しかし、そういうようなことが、この当地域の治水・利水のための調整解決のためにはよかれという判断であったとするというしか私としては思えないわけです。以上です。

宮地委員長

はい。ご意見も交えて調査結果をご報告いただきました。

今のことについてご質問がございますか。もしあればですね、質問を交えていただいて結構ですが、こっこの駒沢川の流域面積についてという資料4の1もございますので、そのへんと併せてご意見があれば伺いたいと思います。どうぞ。

藤原委員

今日の大熊さん、高田さんの「駒沢川の基本高水について」というんですけども、この前にですね、とにかく駒沢部会を始めるにあたって、基本高水ワーキンググループから駒沢川の $52\text{ m}^3/\text{s}$ というのは過大だと思われるので再検討するよというふうなコメントが付いてたわけなんです。ですけれども、部会ではとてもその基本高水の再検討をするということは能力的にもできなかつたわけなんで、これはやはり今後きちんと基本ワーキンググループがいつまであるのか知りませんが、そこです、基本高水が過大であるから検討しろというふうなことで部会に回されてもね、困るわけですよ。だから、やはり本当に $52\text{ m}^3/\text{s}$ というのが正しいのかどうかということについて、きちんと調査をしていただきたいというわけですね。 $52\text{ m}^3/\text{s}$ が正しいとしても、この流域面積が過大に評価されてるから、これを正しいとしても $48.2\text{ m}^3/\text{s}$ に低下するというのが今日の報告ですが、もしその $52\text{ m}^3/\text{s}$ そのものが過大だとするならば、 $48.2\text{ m}^3/\text{s}$ というのも大きくなってきてるわけですよ。あそこのところでは $52\text{ m}^3/\text{s}$ ということ、 $16\text{ m}^3/\text{s}$ をダムでカットして $36\text{ m}^3/\text{s}$ を流すということになってるわけですね。そのためには 60 cm の余裕高がなくてははいけないのでということで計算をしたわけですが、もしこれ $50\text{ m}^3/\text{s}$ 以下、ここのあれで $48.2\text{ m}^3/\text{s}$ なら $48.2\text{ m}^3/\text{s}$ でもいいですが、 $50\text{ m}^3/\text{s}$ 以下ということになりますと、特例として余裕高は 30 cm でいいんですよ。ということになりますと、河川改修の必要がなくなってくるわけです。河川改修の試算はですね、11億3千万円を一応財政ワーキングで出してるわけです。ですから、基本高水の見直しをきちんとしていただければ河川改修の必要がなくなると。要するに堤防の嵩上げをし

なくて済むということになりますと、11億3千万円という経費は使わないで済むということになるわけですね。ですから、そこらへんのところをやはりはっきりしてほしいことと、もう一つは、これは横川川を使ってると言うんですけども、駒沢川のところで基本高水ワーキンググループから出された雨量測定なんですけど、本当にその現地の雨量として信頼できるのか。ずいぶん遠く離れたところ、3カ所か4カ所からですねティーセン分割でもって出してきたんですけど、そのことについても疑問があるわけですね。部会の委員の中から、この雨量は雨量測定の観測値は正しいのかどうかということを質問する部会の委員もいたわけですが、やはりその点についても私たちの部会ではそれがどうなのかということの評価できなかったわけなんで、そういう積み残しがたくさんあるわけです。ですから、この問題については部会報告にも書いておいたんですけども、数年を掛けてきちんと調べるべきことは調べてもらう。それによって実際にどういう措置を取る必要があるのか、そういう問題を考えるためにもですね、この基本高水、それから先ほどの流域の面積のこと、そこらへんのところについてはきちんと調査をしていただきたいと思います。

宮地委員長

はい。わかりました。他にいかがでございましょう。

高田委員

いいでしょうか。

宮地委員長

どうぞ。

高田委員

今、藤原委員言われたように、きちんと調査いうわけですが、この流域に関しては、この松島委員が出された以上のものはないと思うんです。ここで資料4の1のその検討委員の意見いうのもありますが、これは当日集まった検討委員がその場で大体の意見を集約したものです。私が書いたこれにしても、流域面積は県の出したものよりは当初見解より小さくなるというのは、これはもう明らかなんです。ですから、その $52\text{ m}^3/\text{s}$ の基本高水は、単純に言いまして $50\text{ m}^3/\text{s}$ 以下になるということは明らかなんです。その時に基本高水を下げたかたちで県として河川計画が作れるかということです。これはもう前から問題になってる、つまりいっぺん国へ上げた計画を変えるという、その内容になるんですね。だからこの件はこの検討委員会で再検討が必要であるというレベルにとどめるのか、当初計画より明らかに少ないと、もう言い切ってしまうのか。それはこの検討委員会の表現の仕方に帰着すると思うんですけどね。それをどうやったらいいかというのは、ちょっと私もいまるところわかりません。これはもう昔からの基本高水の考え方の問題です。

宮地委員長

はい。他にいかがでございましょう。はい、どうぞ。

藤原委員

いやあ、この計画はダム計画の時にですね、繰り返しになりますけども、 $52\text{ m}^3/\text{s}$ のうちの $16\text{ m}^3/\text{s}$ をカットして $36\text{ m}^3/\text{s}$ を流すという計画なんですけど、実際にはそれだけの基本高水がないということで計算をして、しかもその $52\text{ m}^3/\text{s}$ をカットした場合というのでですね、 $52\text{ m}^3/\text{s}$ から $16\text{ m}^3/\text{s}$ をカットして $36\text{ m}^3/\text{s}$ という時に、もう60cmの余裕高があるわけですね。そうすると、それがここで $48.2\text{ m}^3/\text{s}$ ですか、になった時に、30cmの余裕高ということになりますとね、ダムで $16\text{ m}^3/\text{s}$ カットする必要はないということになってくるんだと思うんですね。ですから、そののと

この数字を納得できるようなかたちで示していただきたい。とすれば、住民の方も納得すると思う。ですから、その調査をきちんとしていただきたいと思います。

宮地委員長
どうぞ。

五十嵐委員
藤原先生に聞きたい。調査って具体的になんで、それは何年あれば。

宮地委員長
五十嵐先生、すみません。マイク使ってください。

五十嵐委員
要するに、この委員会の寿命との関係ですけども、調査とおっしゃるんですけど、今の高田委員と松島（信）委員の資料を前提にした上で、さらに調査するっていうのは、それはどういうことを調査して、それは何年掛かれば出てくるものなんですか。

藤原委員
流域面積についてはですね、松島（信）さんとそれから基本高水ワーキングの方できちんと現地も調査をしたわけですね。ただ、これどうなんですか。松島（信）さんの境界で計算したのがこの大熊さんと高田さんが出してきた $48.2 \text{ m}^3 / \text{s}$ というふうになってるんですが、そこらへんはどうなんですか。

高田委員
私の方は松島（信）委員の考えておられる境界よりは控えめです。

宮地委員長
そうですね。

藤原委員
よりも。

宮地委員長
違うんです。

藤原委員
そうすると松島（信）さんが出したのはもっとう。

高田委員
もう少し、大きくなります。

藤原委員
流域面積が過大に評価されてますよということになるとね、その面積がね、きちんとしてくれば、もしかしたら $48.2 \text{ トンm}^3 / \text{s}$ よりさらに現在の $52 \text{ m}^3 / \text{s}$ を前提としてもね、少なくなるわけですよ。ですから、その...、そうですね。

高田委員
いいですか。

宮地委員長
はい。

高田委員

この松島（信）委員が出されたこのでかい地図、横長の地図ですが、私はこの真ん中の赤丸のAという、この東西の道路を境界にしました。松島（信）委員のおっしゃるのはAと丸H、ここを境界にされてますから、少し違うというぐらいです。あんまり変わりません、たぶん。

藤原委員

はい。それはもう既に流域面積のことについてはほぼこれで解決できたというふうに思いますが、雨量測定その他もろもろをね、流量測定とかそういうものをやるとすると、やはり5年とか10年とか、そういう期間、きちんとやらないとですね、出てこないんじゃないかと。要するに今、そういうそのデータがないからね、遠く離れたとこの雨量データをティーセン分割でもって出してきてるとか、横川ダムのデータを使うとか、というようなやり方をやっていますが、現実に駒沢川っていうのは小さな川なんです。ですから、そこでの雨量調査と流量調査をきちんとやればね、もう少しきちんとした基本高水が出てくるだろうと思います。

五十嵐委員

端的に言って、その流量調査を5年ないし10年しなければ結論出せないものなんですか。端的に今の流域面積のあれだけでも、今おっしゃるとおりもういらぬから、もう結論出るんじゃないですかね。つまり、またその流量調査ずっと5年ないし10年たない間に何もできないんだというんじゃないで、もう今出ているかなり精度の高いレベルで、つまり断定的に表現できないんですか。

松島（信）委員

いえ、私はそれとその意見に賛成なんです。これから数年掛かって調査して、それでまた調査した結果、ダム必要ないなんて、そんなことをやるとするのは大変空回りするんだと思います。

植木委員

ちょっとよろしいですか。

宮地委員長

どうぞ、植木委員。

植木委員

先ほどの高田委員の基本高水の結局決定の問題にかかわってくるんですが、私も実際こういう明らかにかつてのデータが違うんだというふうになった場合に、基本高水がですよ。明らかにそれが落ちるんだということが判明した場合には、それは基本計画の基本高水を変えることができるということを、それはちょっと幹事会の方にお聞きしたいですが、手続き上ですね、明らかに間違いであった場合にはそれは可能なんですか。今までは一度基本高水を出した場合にはなかなか引っ込めてくれないですね。それは今まであいまいなデータであったけども、それは最高のデータであるという判断だったわけですよ。ところが今回のように明らかに違ってる、っていった場合には、それは計画の基本高水は落として、こっちの方がより正確なんですということによって変えることができるかどうか。そこのところをまずお聞きした

いんですが。

宮地委員長

ちょっと私言葉を挟みますが、今この委員の調査では大体高水はこれより低いだろうという話ですね。ここの今の「駒沢川の流域面積について」という中には、実は県の意見もあるわけです。ですから、それはいっぺん言ってもらった方が私はいいんだらうと思っておりませんが。それを言った上でね、委員会の意見の方が正しいということになれば、それはいろいろまた言ったらいいと、そう思うんですが、どうでしょうか。

植木委員

はい。県の意見を。

宮地委員長

はい、一応ここに書いてありますので。ただ、これについて私もちょっと伺いたいことがあるんですが、実はですね、私遅まきながら河川砂防技術基準というのをちょっと読んだ。その中の第2章、洪水防御計画の基本の中に流域面積という項がございますですね、私の素人の読み方が間違っていたら言ってください。その解説にこういうことが書いてあるんです。「流域面積の決定にあたっては分水嶺、道路、鉄道等の構造物による流域界、下水路網、農業用排水路等の排水路系統を十分調査しておくものとする」と、こう書いてあるんです。それで、その後ですね、「特に排水路系統については、将来実施が見込まれるようなものについても把握していくものとする」と書いてある。ということは、排水路のことは十分、かなり頭におけということだろうと思っております。それについて県の方のこのご見解は、どうもこの文章を読みますと、大体地形によって決定したというご意見がかなり強いと思っております。ですから、その時にこの排水路計画をどの程度考慮したのか。それを私は伺いたいという感じを持っております。実は、駒沢のダムの着手年は1997年というふうになってます。ダム年鑑によりますと、たぶんこの駒沢の農業排水路はもっとそれより先にできていたのではないかと、私は推測するんですが、そのへんのことも教えてください。お願いいたします。

幹事（河川課）

河川課でございますけれども、駒沢川の流域面積に関する議論としましては問題点が二つあると思います。一つは地形をどう見るかという問題でございます。もう一つは流域内にある農業用水路をどう評価するかという問題があるかと思っております。それで本日お配りした資料4の1のうち丸1、県の意見のところに書いてあることについて若干ご説明させていただきますけれども、まず地形につきましては、国土地理院の地形図及び辰野町の都市計画図を用いて、まず明らかな部分につきましては決めました。その後、今回議論になっているところ、いわゆる平たんな部分につきましては、現地を踏査した中で尾根等を見た中で判断しております。これについては先ほど委員の方、現地調査された中で、そのようではないというようなことが言われた部分でございます。それから二番目としまして、流域内にある水路をどう評価するかという問題でございます。それで先ほど委員長の方からもそういうものを現地見ながら決めるというようなお話もあったところでございますけれども、この問題となっているところにある水路につきましては、いずれも比較的断面の小さい水路というふうにご考えております。それで、圃場（ほじょう）整備を行う時、それから道路築造を行う時などの想定している雨量につきましても10年にいっぺん程度の降雨に関して想定している、断面を決めているものでございます。それで、先ほど来からいわゆる問題となっている部分につきまして、降雨時にどこの水路に水が入って、その流末は高橋川であるというようなことが言われておりますけれども、あくまでもそれは通常時といたしますが、その10年にいっぺんに対応できる部分での降雨の話でございます。私どもがこの流域を決める時に想定して

おるのは30年にいっぺんの比較的発生する確率の...、すいません。そうめったにこない大雨を想定しております。その時に今回問題になっております農業用水路等につきましてはあふれてしまうのではないかという評価をしております。それから、実際に比較的雨が強く降った時にそういう水路がどうなっているかというのを見てみますと、実際には草が詰まったり、それから泥がたまったり、それから木が流れてきて突っ掛かってしまったり、そこにまたビニール袋等が突っ掛かったりというようなことをよく見る風景でございまして、洪水時にそういうものが流水を阻害しまして、必ずしも計算上流下できるというふうに計算されただけの流量がその大雨の際に流下できるというふうには考えにくいと、いうふうに現地で判断いたしました。

その二点によりまして、現在の計画を現在の流域面積の部分を今回の駒沢川の治水計画を考える際の流域としたところでございます。

宮地委員長

そうすると、雨の降り方によって流域面積が変わるってということですか。今の話は。

植木委員

そういうことですね。

宮地委員長

ねえ。流域面積っていうのはもっと地理的な問題だと私は思ったんですが。

松島(信)委員

すいません。

宮地委員長

どうぞ。

松島(信)委員

今のような河川課の見解は、今まで伊那建設事務所の見解とまったく同じなんです。それで、これはもう検討委員会と河川課が議論したって無駄じゃないでしょうか。まったく幼稚なところから違うんです。非常にそういうレベルから違うんです。

宮地委員長

そういうご意見はご意見として承りますけども、いずれもう少し議論を突き詰めた方がいいと私は思いますが。

高田委員

いいですか。

宮地委員長

どうぞ。

高田委員

今のこの資料4の1の後ろの方に大熊さんも書かれてるし、私も書いたんですけど、大雨の時期というのは灌漑(かんがい)期と一緒になんです。水路というのは、その時は、きちり維持されてるはずなんです。今おっしゃったように流木が流れてきたりという、そういうことでもあります。この2本目の水路ですね、まっすぐ西から東へ流れてる水路、これは上流の断面小さいんです。下流の方は大きいんです。ですから流木が一番上の方で流れてきても止

まる。縦型のとゆと升があって、大きな障害物は上で止まってしまうだろう、そう思います。ですから、南へ流れる部分ももちろんあるんでしょうけど、この流域の水が全部駒沢川に入るとは到底思えない。だから1/3が駒沢川へ入るか半分が入るかとかいう議論は必要かもしれませんが、それはむなしと思うんです。流域面積がこれ一ケタ上ぐらいの大きさだったら地形から見てもいいと思います。しかしこの4.4ぐらいのところでこの0.45というのが問題になってる、そういう割合からいって、この見解というのは、非常に違和感を感じます。

松島（信）委員

はい、それについてです。

宮地委員長

はい。

松島（信）委員

例えば今、流木が流れてくるという、こういうことを言われること事態がですね、要するに現地の状況がまったく把握されていないわけです。ということは、この水、つまり細洞とか大の洞、あそこから流れてくる水であって、河川の水がここへ入ってくるんじゃないんです。だから上流に森林があるわけじゃないんです、これがまず一点。それから、私の地図で押野と書いてある、「押」という字のところに水路が分かれるんです。これは高橋川へ流れる水路の北側の水路と南側の水路が押野の「押」という字のちょっと左側の道路のT型の交差点で分かれるんです。まず、そこところは道路の下を暗渠でそこを流木がくぐってですよ、ぐるりと山崎飯綱宮とか、それから南側の方へですね、つまり道路はすべて暗渠で来るんですよ。ですから、そんなことをですね、言われるんで困っちゃうんです。

宮地委員長

はい、どうぞ。

藤原委員

基本高水ワーキンググループが2月の7日に出したものについてはですね、ここにいろいろ書いてあるわけですが、要するに50トン m^3/s という、52 m^3/s と言っているけれども、しかし余裕高の問題を考えたり、それから掘り込み河道なんだから余裕高についての問題も相当弾力的に考えられるということを書いてあって、最後の4行のところです、しかし一応今までの計算を尊重するとして当面基本高水を52 m^3/s とし、余裕高部分をどのように施工するかが課題として、数年流量調査など調査を充実させ、流出解析のパラメータや河道の流下能力を左右する粗度係数などを実測に照らしながら再検討することを提案したい」というのが基本高水ワーキンググループから2月7日に出されたんですね。その後ですね、2月の13日の時に、初めてこの流域面積の問題が出されたわけです。そして2月の25日に調査をし、さらにこの間4月の5日にも基本高水ワーキングの方に来ていただいて調査をして、それでこの数字、52 m^3/s というのもこれ見直す必要があるって言われてたんですが、その52 m^3/s を前提としてもね、50 m^3/s を超えると、下回るということはね、今の時点でははっきりしてきてるわけです。するともしこれから後、流域面積のことは、だからこれでほぼ解決できるだろうと思いますが、この後ですね、基本ワーキンググループから言われたように、数年流量観測など調査を充実させて、パラメータうんぬんということをやっていくとですね、さらにその基本高水は下に下がる可能性がある。そうすると、それも流域面積も勘案すれば、ここに出されてる48.2トン m^3/s よりはもっと少なくなってくる、ということになると、先ほど申し上げましたように、前提として代替

案では河川改修、堤防の嵩上げということをやって11億3千万円掛けることになってたわけですが、もしきちんとした調査で50m³/sを下回るということになると、11億3千万円の無駄なお金を使わなくても済むということになるわけですね。もちろんダムもいらなくなるだろうということになりますので、その点についてきちんと納得のいくような調査をしていただければというふうに思っています。

宮地委員長

はい。いかがでしょう。さっきの植木委員のご質問もございましたけども、実は、今日この資料初めて出たものもあると思います。それで私お願いしたいのは、県の方も今日の委員会の議論、ご意見をいろいろ聞かれたと思いますんで、それをもとにして県の方ももういっぺんこの見解、これでやっぱりなお正しいと思うかどうか、やっぱりもういっぺん考えていただいて、で、この委員会でもたこれに対しての結論は答申を書く時にはいろいろ決めなきゃいけませんから、そこでまた決まってくると思いますが、ぜひ県の方にも今日の委員会の意見をどう考えるか、これはもういっぺん聞かせていただきたいと私は思うんですが、どうでしょうか。

松島（貞）委員

その植木委員の質問に関連してですが、松島信幸委員は恣意的っていう言葉を付けられてあるんですが、私もこれ委員会の最初のころ言った話ですが、そもそも多目的ダムの計画っていうのはそういう地域のいろんな洪水の問題、利水の問題を解決する上で、当時最もいい方法ということでたぶん提案されて、最大限許される、計画できる範囲で検討した結果っていう観点からいけば、良かれという言葉、恣意的っていう言葉はちょっとどうかという印象を持っておりますが、少なくともここまでの流域面積をこれが駒沢の流域面積だっていうことは最大限理解される範囲であったというふうに思うんです。最大限、要するにこれが国が見ても、ここまではまあどっち、もしあふれたらまたどっちいくかという話は別にしても許される範囲であったんだろうと。で、問題は植木委員が言われたとおり、どうもいろいろ現地調査してみたけれども、どうも考え方は妥当として、今回皆さん調査してくれた方で流域面積はやっぱり多すぎるっていう話をした時に、それを直すですね、訂正する、そういう勇気を持ち得るかどうかっていうことに尽きるというようなもので、松島（信）委員は河川課と話をしても無駄だというふうに言われたんだけれども、そのこのところで、私どものいう、もし委員会のこの結論を得て、今委員長も言われたけれども、それを直す、訂正するやっぱり勇気を持ち得ないとするならば、これはまた結局もとの基本高水の話になっちゃうんで、そのへんのところをこれはもう私どももどう、その答申の中でどうしていくのかまだ、今委員長言われた、県の今までの考え方をどう県もとらえていただけるかっていう点で、お互いにこれはもう少し考えるべき課題かなという印象を持っております。

宮地委員長

どうぞ。

五十嵐委員

私の意見は違います。もう無駄です、無駄。それで、検討委員会でこちらで収集した資料等に基づいて、あるいは考え方に基づいてこちらの考える数値、基本高水等についてです、出せばいいと思うんですね。受けるか受けないかは県ですけども、歴史の審判に委ねるしかないわけですけど、もう県の意見を聞いてまた考えようなんて、もうほとんど何十回もやってるんですよ、もう。

宮地委員長

そうですか。

五十嵐委員

もう無駄だと思いますけど、だから検討委員会としてこの時点で、もうこちらはどのように考えるという意見を出したらいいと思いますけど。

宮地委員長

どうぞ。

高田委員

五十嵐委員とよく似ていますが、ダムを造るという前提だったら先ほどの飽和雨量を118というのをキリのいい100にて、それで通じると言うんです。だから、県の意見がこういうかたちでこう着状態になるというのは、県の河川課というのはやっぱりダムを造りたいという前提ですよ。だからこれだけはっきり、平たく言うと見え透いた内容が出てきてるわけです。ダム前提だったらおおらかに考えてよかったと思うんですけど、今こういう状況になってきて、選択肢を厳密に考えましょうという段階で、なおかつそういう現計画が妥当なんだと言うんだったら、ちょっと五十嵐委員と同じ私意見です。

五十嵐委員

もっと、私の意見はもうちょっと屈折してまして、今は治水の観点でね議論をしてるんですけども、利水の観点からですね部会報告を見ると、別な議論になっておりますので、そこはもうちょっと別な議論として議論をしなければいけないと。

宮地委員長

ありますね、はい。

五十嵐委員

いうように思います。

植木委員

いやいや、ちょっと

宮地委員長

どうぞ。

植木委員

私はちょっと違うんですけども、なんつうんですかね、結局ですね、これは知事に答申されるわけですね。で、私たちの考え方で基本高水はこうしましょうと決めて答申すると。気になるのは前回の浅川・砥川の問題があるわけですね。あそこでのわれわれが提案した基本高水の問題とかがあるわけで、結果的には、知事は現行の計画の下での基本高水を維持することになったわけですよ。そうするとですよ、そこにはたぶん大きな何か壁があるわけですね、国土交通省か何かの。ここでわれわれが単純にですよ、「いいよ、もう」と。幹事会の意見はいいと言って、基本高水はこっちにしましょうって言ったって、これは最終的にどうなるかっていったら、もしかしたらまたむなししい結果に終わる可能性があるわけですよ。これは幹事会の方もきちんと理解してもらわなきゃいけないと思うし、私はそのへんはきちんと擦り合わせしなければ、せっかく作った案が日の目を見ないということがあり得るんだろうという、今後もそういうふうな懸念を感じるわけですね。ですから、あまりこうパッと割り切ろうとかさ、そういうふうになっちゃうんであれば。

五十嵐委員

だけど、じゃあ逆に変える可能性ありますか。

植木委員

いや、だから聞いてるんです。さっき私も聞いたですよ。どうなんです、明らかに違うっていうもの、今までの高水は確かにいろんな計算でいろんな手法があって、それで妥当という判断でやったけども、明らかに違うものはどうなんですかと。それは変える要素はある、できる、可能性はあるんですかっていうことです。

宮地委員長

はい、どうぞ。

高橋幹事長

どうも、幹事長の高橋でございますけれども、河川課の立場としてはなかなか変えるとは言いにくいところではございますが、県の幹事長の立場といたしましては、明らかですね、データの間違い、あるいは測量の仕方、その他判断の間違いがあるようなものであればですね、河川計画に限らず国に協議したものでですね承認を取ったものでも間違いであればそれは当然訂正をしてですね訂正を出すというのがそれは当然だと思います。

植木委員

そうですね。

高橋幹事長

浅川と砥川のように、データの取り方そのものは別に間違えているわけじゃなくてどう判断するかと。そこで、これは国交省ですけど、了解したというものを換えられるかという、それはちょっと違うとこだと思うんですね。今回につきましては、これは明らかにもし間違えていて数値が大きく違うというようなものであれば、当然県として間違えたデータをですね資料で国交省に協議したわけですから、それは当然正しいものを出していくというのは当然の姿勢だと思います。

宮地委員長

はい。

高橋幹事長

それから駒沢川、今の件につきましてだいが相当委員の方からいろんなご意見、批判的なご意見が出ております。これを幹事長といたしましては真摯に受け止めまして、この件については、委員会とは別に再度きちっと調査をしたいと考えております。

宮地委員長

竹内委員、どうぞ。

竹内委員

流域面積はですね、私も現場見てませんので何とも申し上げられないですが、かなり図面上では県の主張と先ほど来現地見たのと微妙なところで、私は判断的にはですね、ちょっとまだできないんですが、ただ県が言ってる30年確率、要するにこれ農業用水が実際に1/10でやられているかどうかというところはちょっと現況がですね、ちょっとわかりませんが、だからということであって、もし高橋川自体がですね、例えばどのくらいの能力を持っているのか。そのことによって、例えば流域面積というものの自体はですね、例えば確信を持

てるものであるとすれば代替案としては変えられるわけですよ。例えばそれに見合ったものがある程度導入すればいいわけですよ。その地元の皆さんが納得できれば、ですからそういう手法もダムによらない案として、治水だけ考えれば私はあり得ると。ですからそんなことも含めてですね、なんていうかな、県の方ではぜひ検討していただきたいなと思うんですよ。ですから、そのへんのとこのやり方で、地形であれば地形を変えればいいわけですよ。そのへんのとこの手法も、私はお金掛かるかどうかわかりませんが、検討してみる価値は私はあるんじゃないかと思います。

五十嵐委員
ちょっと。

宮地委員長
はい。

五十嵐委員
県で再調査しなおすっていうのはいつまでですか。6月過ぎちゃうんですか、過ぎないんですか。

宮地委員長
はい、どうぞ。

高橋幹事長
幹事長の高橋でございます。
再調査をするには、いつまでというのは私も現状ですね、どのくらい掛かるか、費用がどうなるか、特に費用よりも時間的なものがどのくらい掛かるかというものについては、今はっきりお答えできません。多少の時間は掛かるだろうと思っています。それが6月を過ぎてしまうかどうかについては今のところお答えできませんが、いずれにせよ委員会をお願いしてこれだけの疑問点なり指摘があるものであれば、それは県として、この委員会とは多少切り離れたにしても再調査すべきと考えております。

五十嵐委員
いや、要するに答申の関係で6月っていうの聞いて、この委員会自体は6月で終了しますのでね、その場合に、その県の調査を仮に待つということだと6月過ぎる可能性もありますよね。それ、この答申っていうのはどういうイメージになるんですか。それが逆に言いますと、早く調査終わりましたですね、いや、このダム計画間違っているとわかったら、答申も、少なくとも治水の観点に関しましてはね、全然がらっと変わってくるわけ。これどうお考えですか。

高橋幹事長
ご指摘があって調査をしなおすと今私が言いましたけれども、それが今何月までにできるかということはここではお答えできません。まだどの程度の調査が必要かということは今言われただけで、「はい、2カ月でやります」、「1カ月でやります」ということまではお答えできない状況でございます。

宮地委員長
私ちょっと口を挟みますが、この現地調査をやったのはっていうと4月の5日だったんですかね。で、松島(信)委員は4月の14日にもういっぺんやったわけです。少なくともこの松島(信)委員のこういうものですね、本当にそうなるのかどうかぐらいは県で

見ることは楽だと思うんですよ。少なくとも、私申しておりますのはね、どうも今のところ非常にはっきり対立してる。その対立がどうしても解けないのかどうかということはやっぱり見極めなきゃいけないと私は思うんです。その上でわれわれは判断した方がいいと思っておりますが。ですから、今のように、少なくとも松島（信）委員がここに出されたことを県はどう思うか、これはやっぱりぼくは1週間か10日あったらできるんじゃないかという感じがするわけですよ。

どうぞ。

石坂委員

私も委員長の意見に賛成なんですけどね。もうこれは判断、考え方の問題だと思うんですよ。もちろん調査やデータがそろえば、なおまた判断がより確かなものになるってことは言えると思うんですけど、例えば先ほどの県側のご説明では、通常は高橋川に流れるんだけれども大雨が降るとあふれるので尾根を越えて駒沢川へ流れるという、今まで繰り返されてるご説明ですよ。そういうご説明を聞いた時に、一般の人がじゃあどう納得するっていうか、考えるかなと私は考えますと、先ほどから藤原委員、部会長も11億円のダムを造るか造らないか、その根拠になる基本高水にかかわる問題だということ非常に心配してご発言されてるんですけども。じゃあ普通の人はその時どう考えるかっていえば、乗り越えないように治水対策に水路はカウントしないんだっていうご説明になっているんですけど、たとえその農業用の水路であっても、それをもっと深く掘ってあふれない水路にするっていうことでダムが建設しなくてよいならばそうしたらいいんじゃないかとか、草や泥や木が詰まるのであれば詰まらないようにはできないのかって考えるのが普通じゃないかと思うんですよ。乗り越えることが宿命であるかのような、だから結局ダムなんだっていう考え方は、あくまでこだわり続けるっていうこと自身が、やっぱり私は理解できないんで、あふれて乗り越えるということはもう未来永劫絶対動かすことができないことかどうかってことを、この間の何回かの調査を踏まえた上で県もご判断していただければ結論はおのずから出てくるんじゃないかと私はそう思います。

宮地委員長

どうぞ。

藤原委員

今、石坂さんがおっしゃったことを、ぼくも全く同じように考える。で、11億3千万円っていうんじゃなくて、ダムは60億なんですよ。だから、ダムを造らないで河川改修で対応しようという時に11億3千万掛かりますよと言ってたんですが、これも基本高水が5.2m³/sというのを前提にして、ダムによらない場合には堤防の嵩上げをしなければいけないということで11億3千万っていうのが出たわけですが、しかしこのあれで基本高水について検討していけばですね、ダムもいらないし、それから河川改修もいらないと。60億のダムを造る必要ないし、ダム造らないからといって11億3千万円の河川改修も必要がないというくらいに大きな問題なんですよ。ですから、それは雑草が農業用水に詰まっちゃったっていう、そのために60億掛けるという話っていうのは、ちょっとやはり一般的には受け取れないんじゃないかというふうに思います。

それともう一つ、高田さんにお聞きしたいんですが、今日出された駒沢川の基本高水についての5番なんですけどね、これは今の、流域面積を考えなくてもという意味ですね。流域面積を考えなくてもこのRsaを1.18程度にすると基本高水は5.0m³/s以下になるということですね。

高田委員

そうです。この件、5番の説明しておいた方がいいと思うんです。違う流域のパラメータ

を流用してるということなんですけど、かなり長期間のデータがないと駄目なんです、流量観測にしたって。洪水に匹敵するぐらいの大きな出水がないとそのデータは使えない。そうしますと、このダム自体がかなり新しく計画されて、すぐ造る予定とすればデータの流用は仕方がない。それで、ここの横川ダムの流域のパラメータをここへ当てはめる場合、信頼性はどうかというのは私はわかりません。わかりませんが、このでかい流域面積と小さい流域面積ということからいったら、小さい流域面積の方が条件はたぶん厳しいと思うんですね。だからそういう点では、この広い面積のパラメータの方が甘いかもしれない。そういうこともなきにしもあらず。ですけれど、あくまでこの流用した値で出した基本高水というのは目安以上のものではない。ですから、ここで細かい話というのは、結局この目安が50 m³/s を超えてる、わずかに超えてる、ですからこの細かい話が出てくるわけです。

宮地委員長
そうです。

高田委員
ですから、これを信じるとしたら、流域面積からいってもそうだし、さっきも申し上げたように、飽和雨量からいってもあまりにおおらかに決めすぎてるということです。

宮地委員長
はい。

高田委員
ですから、これから数年間調査して、いいパラメータが出るかいうとそれは保証はまったくありません。

宮地委員長
ないでしょう。ないと思いますね。
いかがでしょう。今もつばらこの流域面積に関連して駒沢の治水問題に話が集中しておりますが、本当は駒沢はもっと利水もあるわけです。ですから、私今日のところはですね、今申しましたように、委員会ではこの治水の問題についてこういうふうなかなり強い反論が出てくる。このことはやはり県の方ではもういっぺんちゃんと考えてほしい。その対立点がどこまで残るかやっぱりちょっと見極めた方がいいので、ぜひ考えておいていただきたい。それをそういうふうな今日の段階では議論をとどめておきまして、あと時間もないわけでございますので次の方に移りたいと思うんですが、いかがでしょう。
どうぞ。

高田委員
もう一つだけ。それでも高橋さんが言われた、こういう点で間違いという明らかな部分は修正してということをもしやられるんでしたら、ここで出してるような、例えば飽和雨量、流域面積を考えた流出解析を一度やっていただきたいと思うんです。時間があれば。

宮地委員長
はい。ご意見として受けたまわります。何かご返事いただけますか。どうぞお願いします。

高橋幹事長
幹事長の高橋でございます。
今、高田先生からご指摘がありましたようにですね、それから他の先生から、委員からいろいろご指摘ありましたように、かなり多くの点でですね、検討、見直す必要があるんじ

やないかと思えます。その点につきましては時間的な兼ね合いもありますが、少なくとも最終的にはですね、皆さん方からこれで妥当だと、もしかして委員会が終わっても個別にですねお願いするようになるかもしれませんが、これは妥当だというようなですね、言われる程度のとこまではやりたいというふうに考えております。

高田委員

もう一つ、ついでに言いますと、例えば上川の場合でも、その流出解析のパラメータいうか、その雨量の取り方でしたか、それがちょっと問題だということで再計算してもらったら、かなり計算結果が小さい値になってるわけです。ただし、その場合は基本高水は変えないと。その確率年を50年に下げてやるという、そういう方針で臨んでるわけですね。そういうかたちで、この駒沢もそれで基本高水というのは一応あるけれど、そのかたちでやりたいんですが、ここは30年確率ですから、その手法は採れないんですね。だからこの微妙なわずかな数値にこだわらざるを得ないと、そういうことです。

高橋委員

ちょっといいですか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

高橋委員

私はね、その面積の計算は間違ったとか、そうではないと思うんですよ。それはね、計画の時点にですね、おそらくあったと思うんですよ、この地域は。この地域の治水というかたちの中で面積を入れたと思うんですよ。ダムを造るのにね、流域面積間違えるなんて、そんな計画はしませんよ。それは政治的なものがちゃんとぼくはあると思うんです。だけど今、県の人たちがその計画にね、実際、実体のことを知ってる人がいないと思うんですよ。私はそこだと思うんです。そんな計画はないはずですよ。それは政治的なものがあったりするんじゃないかと、私はそう思います。そのへんを調べればいろいろやる必要ないと思うんですよ。

宮地委員長

はい。いろいろな意見が出てきました。そのことも県の方でよく考えていただきたいと私は思っております。

だいぶ時間が駒沢で取りましたんですが、実はですね、皆さんのお手元に資料を付け加えております。資料5というのがございまして、駒沢川のいろいろ部会の報告で出てきた意見なんかを状況を整理したものがお配りしてございます。これ実は郷土沢川の時に私作りまして、議論する時にわりかし役に立ったもんですから、何かのお役に立てばと思って配布をいたしました。これからの議論でぜひ参考にさせていただきたいと思っております。部会答申を、部会の報告を見ると、あっちをひっくり返し、こっちをひっくり返して、もし間違っているとこあったら言ってください。これは私が検討室の方をお願いをして作っていただいたものでございます。ぜひご参考に。

それで実は本日これ以上に駒沢の話に立ち入っていると角間の方の話がまだ残っておるんですが、一応角間の方の議論にもちょっと入った方がいいんじゃないかと思って、どうでしょう。

五十嵐委員

ちょっと一点だけ。

宮地委員長
どうぞ、はい。

五十嵐委員

はい。今の駒沢川に関して、ダム機能のうちの治水に関しては今こういう議論がわかるんですけど、部会報告が既に出ておりまして、それを見ますと、治水と関係なくですね、利水の観点からダムが必要であると一本化されております。これをどう見るかということに関しての議論の機会等について、あるいは方法についてですね、これはいつ検討、またどういう方法で検討できるのでしょうか。

宮地委員長

次回からはですね、もっぱらこの駒沢と角間の議論に入ると思います。ですから、当然今日やっていないのは利水の部分が大部分ですが、まずそこから入っていくんだろうと思います。それでもしその前に県の方で何かご意見があるかもわかりませんが、これからの駒沢の話の時には必ず利水の話も出ないと困る。

五十嵐委員
はい。

宮地委員長

実際は5月に大体3回ぐらい委員会を予定しておりますが、6月に入ってどれだけできるか。その間に角間と駒沢とはまだ全然委員会で議論しておりませんので、それを積み重ねることは必要だと思っております。

五十嵐委員

なんでこんなこと聞いたかということですね、今の例えば県の委員会、仮にですね、治水について基本高水の数値が修正されるとか、あるいは利水についてもっと別なもっといい案ができたとか、というような場合に、部会にですね、もう一回差し戻さないでずっといいのかどうか、ちょっと手続き的にですね、そこ心配あるので聞いてるんです。それで、ちょっと逆算するとですね、事実上、部会差し戻しの機会っていうのはもう、ほとんどもうなしじゃないかと思うんですが。

宮地委員長
時間的にはね。

五十嵐委員

例えば今の話で、ちょっと藤原先生にもお聞きしたいんですけども、仮にですね、基本高水について、もう県が、県がですね、数値を修正したというような場合でも、もうこちらでいわば部会にまったく関係なく判断してよろしいのでしょうか。というようなこと。

もう一つは、利水の方についてもですね、別の案があって、部会とはまったく異なる観点からまったく別な結論を出すということも、部会へ戻さないでですね、ここで結論出してもいいということは確認してよろしいでしょうか。

藤原委員

今までの例はありませんからね。こういう時にその後部会に戻したという例がありませんのでね、やはり部会に戻す必要はないんじゃないかと思いますが。利水の問題についてもですね、この次の時に検討していただくことになると思うんですが、ダムによる場合は1億7千万なんだけども、ダムによらな場合は6千万円で済むというね、そういう非常にダムによ

らなくてもむしろ費用が少ない。今日出されたこれを見ますと、他のところはダムによらない場合は全部利水部分が非常に大きくなってますが、駒沢川に関してはですね、ダムによらない方が非常に経費が少なくなっているということがあるわけですね。1億5千万ってここに出てますが、1億7千万というふうに言われてるわけですね。それが6千万で済むわけですね。ですからそういう意味では、ダムによらない方が地元の負担は少なく済むということがあります。

ただもう一つは農業用水の問題がありまして、そのため池を、細洞ため池をどの程度修理するかというのが入ってくるわけですが、そこらへんのところ考えてですね、この検討委員会で検討していただいているんじゃないかというふうに思います。

五十嵐委員

もう一つ、藤原先生に。また今度県にもう一回試料を出せとかですね、意見を求めてたら、これ手戻りになっちゃうもんですから、利水を考える上でも、今ある資料だけで判断してよろしいという見解でしょうか。もしあればですね、今日言ってもらって、次にもう手戻りないように全部県の資料を出してもらったらいいと思いますけど。

藤原委員

ちょっと今すぐに思い付きませんので、もしあれでしたら次回までに宿題にしといてください。

宮地委員長

はい。いろいろまた議論があると思いますが、これから駒沢の議論やるわけですから、そのへんでちょっと突っ込んだ話はあると思います。

藤原委員

はい。その時にね、例えばこの検討委員会でやはり大きな部会報告に対する変更ということになった場合にですね、もう一度部会で話をするようにということが検討委員会で決まれば、部会を開いていただくということはいいいと思いますけど、今までの経過からいうと、浅川部会にしてもこれまで部会の人たちから要求があったんですが、部会を改めて開くということはありませんので、駒沢川だけがそれをやっていいかどうかということについては、私一人の判断ではできません。

宮地委員長

はい。申し訳ありませんが、その議論が進んだ段階で判断するということになると思います。

いかがでしょう。それで今日はですから、お配りした資料をもとにして次回の駒沢の議論に入っていただきたいと思います。

それではもう4時になりましたが、だいたい5時ごろには終わりたいと思いますので、せいぜい4時45分ぐらいまで角間のご議論をいただきたいと思います。

角間についても実は同じような資料 6をお配りしてございます。ですから、それを参考にしていただきたいんですが、以前に部会報告は終わっておりますので、角間についてのいろんな質問とかご意見とかをいただければと思います。角間川についていかがでございましょう。今までの部会報告をご覧いただいて。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島(信)委員

この資料6のところの1ページ目、ダムによらない案の利水のところを見ていただいて、そこに新たな地下水のために中野扇状地末端へ1本あたり2,000m³/日の井戸を設置というようなことが書いてありますね。

これ、山ノ内町にも同じようなことになるわけですが、ここのことは部会で何回か主張した意見はですね、従来、その扇状地末端へ何本か現在井戸があるわけです。でも、それはあんまり深い井戸ではないんです。だから深い井戸の水の状況っていうものはつかめていないんですね。でも、あそこの砂礫層は深いんです。厚いんです。そのへんのところの、まずどこへ試掘する前に、電探などによる大まかな地下水の状況をつかむようなことをやっておいて、そうしてある場所を決めてそこへ試掘をやっていくというような意見を出してきました。

それとは別にですね、高社山の南側の山麓、ここにも新たに電探などをまずやってみて地下水があるかみる。それは高社山トンネルの方では新幹線トンネルの中に非常に豊富な地下水がもうあるということはわかっていて、そこから大量に水が出てくるわけですから、それと同じように高社山の中野市側、そっちの方についてもやっぱりちゃんと見といたらどうかなというような意味をこの利水の方へ挙げているんですね、具体的な意見として。

ですから、この中野市の実情としては、多くのダム推進の人たちの意見はいくら井戸を掘ったっていい水が出ないよという、だから井戸を掘ることは反対だという意見が多かったわけです。ですけども、調査が本当にあるレベルまできちんとやってない段階で、早急にもう「今までの井戸が悪いから新しく井戸を掘ったって駄目ですよ」という意見がダム推進の人たちに多かったので、そのへんのところをきちんとやっぱり実情を踏まえた方法でですね、手続きを踏んでいくべきだと思っておるんですけども。

宮地委員長

松島(信)委員、今のおっしゃられたことね。3ページ目のね。部会での確認事項というところにあるように思うんですが、いかがでしょう。

松島(信)委員

ああ、そうですか、はい。

宮地委員長

部会での確認事項っての最後にありますね。その真ん中のところに「広域的視野で地下水・表流水…」とありますね。

松島(信)委員

ああ、そうですね、はい。ありました。

宮地委員長

これ、継続的に。それからもう一つ高社山の話もそこに書いてあるんですよ。ですから、部会ではこういうことは確認されておりますよということは書いてあるつもりでございます。どうでしょう。

松島(信)委員

はい、いいです。

宮地委員長

このこともお考えいただいて、頭の中に入れて議論していただければと。

むしろこれは部会の確認事項ですからね、これはやってほしいということは共通の意味だと私は理解しておりますが。

松島（信）委員

はい。

続いてですね、公聴会の時に相当何人かの方が、特に山ノ内の人たちがですね、これ以水道用水をたくさん必要ないよという意見があったんですよ。水道用水をもうちょっと多くしてくれという山ノ内町の意向、中野市の意向がありましたね。こんなにたくさんいららないよと。私たちは節水もしとるんだとか。で、いらないよという意見が本当であるかどうかというのを温泉街へ行って聞き取りをしたんです。私自身が。

そしたら、温泉街で一番お客がたくさん入る中心的な温泉街では、これ以上、今でさえもう水道水をたくさん取ると経費が高くなっちゃって経営が難しい。

今、十分地下水と温泉水の余りでもっているいろいろな方法で工夫してやっておるので必要ないよって言うんですよ。必要ないよって意見を、最後の部会の時にそういう意見を言っております。多くの人からっていうんじゃなくて重点的に聞いた人だけですけれども、そういうようなことを実際に町の水道水、町が水道水をこれだけほしいよって言う意見と、実際の温泉街での個々の意見とはやや食い違いがあるかなという印象があるんです。

宮地委員長

そうですか。

松島（信）委員

それに対して、特別委員のかつて町に勤めておった委員から、「いや、そんなことは急に言われても困るよ」という反論は受けました。

石坂委員

はい、委員長

宮地委員長

どうぞ。

石坂委員

今の松島（信）委員のご意見の二番目のね、その水が実際にこれ以上いるかいらないかっていう問題については、利水ワーキングでコンサルタントに水需要予測を試算をお願いしまして示したデータが、やっぱり唯一と思いますが、角間川部会では上方修正されてるわけです。コンサルタントが示したデータが。

それは政策的なもので、中野市さんは、中野市長さんはもちろん特別委員さんでしたが、今の現状から足りないというのではなくて、やはり景気をよくしたいと。そのためには工場を誘致したいと。もし工場がオーケーして誘致できた時に水がなければならぬのでっていうことが主な理由でして、その工場誘致がなかった場合の水を用意しておきたいという政策的なものが上方修正の理由の大きなものになってます。

それから山ノ内さんは、過去の最大の観光客の入りがあった時のその観光客数を見込んで、結局今落ち込んで、今はお話あったように、落ち込んでる状態ですけど、やはり町の活性化のために観光客を過去最大数を誘致することを見込んで、そうなった時、水が足りないことは困るので用意しておきたいと。

だから両方、政策的なものなんです。それを私たちが部会の議論の中でおかしいとか、いけないとかいうことはできないということで、私も利水ワーキングの座長として意見を求められましたけれども、それは山ノ内さん、中野市さんの政策的な方針ですのでね、それに対して否定もできないし、ちょっとご意見は言えないってということで、そのとおり認めたかたちで、コンサルタントが示した水需要予測よりは上方修正されてます。

だから自治体として用意しておきたいという水需要予測と、例えば今の松島委員のお話があった、それもまた調査の仕方ですいろいろな判断は変わってくると思いますけど、例えば個々の旅館やホテルの方が「やあ、とてもそんなに増えないんじゃないか」、「いらぬんじゃないか」とか、一般の住民の方がいらぬと思うと思ってる感覚とはやっぱり必ずしも一致しないものもあるかもしれません。それはそういう計画の前提がそういうことですから。

五十嵐委員
委員長。

宮地委員長
はい、どうぞ。

五十嵐委員

この検討委員会の役割ですけれども、利水に関して、私も前から水需要というのは本当に今われわれが前提としているような数字が正しいんだろうかと。今委員がおっしゃったようにですね、一切踏み込まないという前提で議論をするのか、あるいはやっぱり少しおかしいものはおかしいと言うのかというようなことについて取り扱いをどうしたらよろしいでしょうかというのの一つです。

それから農業用水などもありまして、この農業用水の数値もですね、かなり実態と違っているというのがありますし、この農業用水などに踏み込むのかどうかについてもどうしたらいいんだろうかということが気になります。

さらに角間に関して言いますと、仮に今言ったような水需要を前提としてですね、計画をしますと、先ほどの資料 2 にありますように、ダムの場合の市町村負担は 2.6 億円だったのが、県が支援をしたとしても 15 億円になるという非常に高まってきた時にですね、これをこのままこの委員会で数値出してね、あなたたちがそれくらい水いると言うんだから 15 億の歳出あなたたち作りなさいよというような答申がいいのかどうか。双方ともなんとなくフィクションくさいと言いますかですね、リアリティーを全然持たないような感じになるんだと私は思いますので、それらについてちょっと皆さんの意見を聞いていただければと思います。

宮地委員長

はい。いかがでしょうか。私も先ほどの支援策の時に金銭の差を、実際の量で言えば、中野市だって 13 億くらい増えるわけですね。ですから、そういうのは大変なことなんだと思うんですが。

ただ、郷土の場合はですね、例えば前に松島委員が言っておられたように、うまく水を掘って出そうなど出せば、全部井戸を造る、全部計画どおりの井戸はいらぬよという意見がございましたね。郷土の場合。

だから実際にこの費用というのは、一応さっきも言うように、財政ワーキングで試算をした費用なんですけども、それだけ本当にいるかどうかというの、またやり方によって違ってくるという面もあるんじゃないかと私は思うんですが。

それについて角間川は実際どんな感じですか。今日部会長おいでになりませんが、竹内さん、部会長代理ですね。なんかご存じでしたら、竹内さんでなくてもいいんですが、角間の委員の方向があったら。

竹内委員

一番は山ノ内町の対応が、一番角間の場合は利水に関してですね、大変だと思うんですね。それで財政のこともあるんですけども、実際にいわゆる表流水の既存の汚染の問題とかも含めて。あと井戸水の対応もそうなんですけども。だから先ほど広域的な観点で水源を求

めるということはこといいんですが、そのへんが一つ課題であると。

それからお金の問題はですね、先ほどの資料も見てまして、これ山ノ内の場合には2億6千万で済むところが15億4千万、中野は41億が54億、これは実際やってみないと井戸がどのくらいのお金でできるかとか、そういうことがわからないんですけども、ただ果たして一律今まであるものの、いわゆる新規は50%を補助する、水源については補助をする、あと残り20%っていうのはですね、私は別に納得まだしてるわけじゃないですよ、県の対応としてはね。ただ、そのへんの運用をですね、どうやるかということも真剣にこれ結果によっては考えなきゃいけないだろうと、私は思います。

ですから20%っていうのは既存の今までの制度をただ当てはめてもってきたっていうのが根拠になってるわけですよ。だから、それは本当に長野モデルって言ってる本当にモデルになるのかどうかっていうのは極めて疑問だと思いますんで、そこの審議はさらに詰めた上で、財政問題も含めて、最終的答申出す時にそのへんはしっかり委員会としても打ち出してく必要があるんじゃないかと思います。

五十嵐委員

水需要の計画からいったらどうですか、水需要の数字。

竹内委員

数字。

五十嵐委員

例えば温泉街が今からもっと発展する、あるいは工場を誘致するっていうの前提で上方修正してるというあたりについて、仮にね、そのリアリティーから言って、上方修正しない前の数字で計算すればまた変わってくるわけですよ。そういうのはどうしますか。

あるいは全体にもう農業用水が気になってるんですけども、現実にはそれ以上それだけ使わないのになんか大きな数字になってると、計算上ですよ、と思うんですけど。

そういうことについて一切踏み込まないで、いわば基本高水と同じように全部上限の数値で計算して、ということ。現実にはじゃあやろうと思うとこういう金がたくさん掛かる、どうしましょうかと。

竹内委員

かなり基本計画ができて村や町で決めてることについてどこまで踏み込むかっていうのはちょっと難しい部分はありますよね。ただ意見としてももの言うのはいいけども、そのへんは、地方分権の時代、何おらのとこ足踏み込むだっというように言われることだっそれは想像されるわけで、それが科学的な確証がね、ある程度こっちでもうちょっと突っ込んで論議できればそれは話は別だと思うんですけども。

五十嵐委員

私などはね、少なくとも先ほどの流域面積の科学的確定よりも、工場誘致で増えるという方の科学的測定の方がはるかに簡単で、もうほとんどあり得ない。こっちはあれだけの厳密な差で科学鑑定するんであれば、将来計画の工場を誘致してですよ、増えるなんていうことの方がもっと簡単だと思いますけど。制度の問題ですけどね。あり得ないですよ。それはどういうかはちょっとわかりませんけど。

宮地委員長

はい、どうぞ。石坂さん。

石坂さん

私も角間川部会の特別委員の一人であったということからちょっと感じてることなんですけど、今竹内委員が言われたように、この資料 2 の試算によれば、あくまで試算によればですけど、やっぱり角間の場合が一番ダムをやめた場合の利水に対して、県の支援があったとしても中野市と山ノ内の負担がダムをやめた場合にぐんと増えることに、この試算のとおりとした場合ですけど、格差がかなり開きすぎて、つまり町と市の負担が重くなるわけですよ。

そういう場合に、やはりその部分は竹内委員と同意見ですけど、県の支援策をただ一般的に当てはめるのでよいのだろうか、つまり多目的ダムとしてここまで進めてきたという県の責任もあるので、委員会としてはやはり市町村の負担ができるだけ軽くて済むような方向にものを言うべきではないかなということ私は感じてはいます。

どういう方向がいいのかっていうことはまた詰めていきたいと思いますが、その際ですね、やはりお互いの話し合いと協力関係で進めていくわけですので、逆に今五十嵐委員が指摘された水需要予測の問題で、ここだけですから、唯一利水ワーキングの試算に対して上方修正してるところは、だから特に山ノ内さんなどの、最高時の観光客数をあくまでも見込んで水がいるんだと主張することを、そのまま素直に100%全部のんで、県に財政支援せよとは私はとても言えないなと思っているんですね。

だからそれは現実妥当なやっぱり水需要の予測を話し合いの上、山ノ内さんにも改めてお考えいただいて、その上でお互いのその協力関係っていいですか、話し合いを詰めていくっていうことにならないと、話し合いそのものが最初からちょっと成立してかないんじゃないかなっていうことも思いますので、お互い現実的にやっぱり可能な線で折り合っていく部分がないと難しいんじゃないかなと。

あとちょっといろんなことあちこち飛んで恐縮ですが、私は角間について言いますと、恒久策かどうかっていうことについては、それはちょっと私もデータはあまりにも持ち合わせていないんで、根拠を持つては言えませんが、ただ何度か現地を見せていただいたり議論に参加する中では、先ほどご説明ありました豊水水利権の問題でね、私は今ある上流の現実に機能してます貝鐘砂防ダムがあるんですけど、あそこを今後も、今の現行の県の計画ではかなり土砂崩れていうか、土砂がたまる砂防で砂防として機能してるんですけど、そこを浚渫しながらかなり半永久的に使っていくということに位置付けてる砂防ダムではあるんですけど、そこからね、豊水水利権を活用して、上流っていうことでいいですよと、今特に下流域で心配されてる汚染の問題、その汚染を希釈するためにまたさらに水がたくさんいるという議論が繰り返された経過を振り返りますと、最終的な恒久策や抜本的なよい方法が可能になるまでの間、その上流の貝鐘砂防ダムから豊水水利権というかたちで汚染されてない上流のきれいな水を何らかのかたちで利用するということも可能ではないかなと考えています。

宮地委員長

はい、どうぞ。

藤原委員

石坂さんが利水ワーキングの量をですね、上方修正したのは駒沢川もそうなんです。880 m³ t / 日というのをですね、特別委員に出てる町長の方がそれでは町の発展というのが見込めないのでもそれで1,000 m³ t / 日にしてほしいということで、現在取水量が1,076 m³ t / 日ですから、その範囲内ということなんで、皆さん方の意見で、それでは利水は1,000 m³ t / 日に上方修正しようということにしたわけです。

ですから角間だけじゃなくて、駒沢も利水ワーキンググループの計画水量をですね、上方修正してますが、現実には880 m³ t / 日で間に合うというのが利水ワーキングからきてます。

五十嵐委員

利水の議論も相当違ってきます。要するに部会報告によりますとね、利水が必要なので、ダムだと、ダムを造るとなってくるんですけども、上方修正をしないでリアリティーのある利水を考えて、ダムなしでも済むんですか。

藤原委員

質問の中に入っちゃっていいですか。ダムなしで2本井戸を造ると、それが地元負担6千万で済みます。それで2本で400m³t/日の取水ができます。

ところが簡易水道の場合には計画は50%に見るということになって400m³t/日ですから、現実には800m³t/日、井戸2本掘れば取水可能ということです。ですから利水問題、農業用水はともかくとして、飲料水は十分だろうと思ってます。

宮地委員長

飲料水はぎりぎり、農業用水はまだ残ってるようですね、駒沢の場合には。

藤原委員

農業用水の場合もですね、駒沢川のダムのすぐ下のところのわき水を上水道として第1水源、第2水源として取ってるわけです。ですから、もし今度井戸を2本掘ることによって水道の水がですね、余裕が持てるようになれば、駒沢川からの取水は少なくなるだろうと思います。

ただ、そのためにはため池を補修しなきゃいけないだろうという部分があります。これが一応3億3千万というのは一番大きく見込んだ場合で、どの程度やるかということによってもっと少なくて済むだろうと思います。

宮地委員長

石坂委員がおっしゃってる砂防ダムから水取るっていうのは前にも出たけども、だけど法律上はいかんという話がありましたね、どっかで。

石坂委員

方法は別して全国でいろんな例があります。

宮地委員長

だから例は。

石坂委員

直接取らない方法がありますので、やり方は可能ですね。

宮地委員長

ああそうです、いろんな例はあるけども、杓子定規に言うといかんのだという話がたしかありました。

石坂委員

簡単に言えば豊水と同じ考え方で、恒久策を作った上でそれまでの暫定的な措置としては可能ということになるんです。

宮地委員長

はい。

五十嵐委員長

ちょっとすいません。資料3 2、角間川っていうのありまして、山ノ内町がありました。豊水水利権であれ自前の水利権を得ることはプラスである、この豊水水利権というのは今こちらの委員が言ったことが前提なんですか。そうじゃなくて、別な角間川そのものの水のことを言ってるんですか。その後、豊水水利権のやり取りはどうなってます。

幹事（食品環境水道課）

食品環境水道課です。資料3 2、山ノ内の利点について、これは気持ちとして、豊水水利権であろうと水道事業者にしてみればプラスになるということです。

五十嵐委員

それは砂防ダムの取り扱いも含めてですか、今石坂さんが言ったように。

幹事（食品環境水道課）

そうですね、砂防ダムであろうと現況の豊水の期間から取れるものであろうとの考えです。

五十嵐委員

国土交通省とこれずっとやってたでしょ、構造特区の関係で。進展ないんでしょうか。

幹事（河川課）

先ほども若干お話申し上げましたけれども、現行の暫定豊水水利権、現行の制度の中で豊水水利権を読んでいくと一応国土交通省の方からはそんな話がございませぬ。

実際に、昨日確認したんですが、国ではそういった事例を示して個々の河川ごとに対応していきたいということですが、1件事例がありましたのでご紹介申し上げます。

ある河川があって、そこから取水してため池にいったん入れて、その水を水道水として取水してるという事例が、豊水水利権になろうかと思えますけれども。その場合、国の考え方は、水道の場合ですね、厚生労働省の認可が必要になります。

事業計画が、例えば一般的には10年から15年ぐらいと聞いておりますが、厚生労働省で認可されれば、国土交通省で言っている豊水水利権はその期間に関して許可しますよと。それが更新されれば継続的にいけますと。計画期間に沿った更新というような事例が概略だけなんですけれども聞いております。

五十嵐委員

角間川に適用するとどうなるかその見解を。

幹事（河川課）

今の事例が1件だけ。お話申し上げましたため池から取水するという事例しか国土交通省から聞いておりませぬ。それで今全国から、各整備局からいろいろ集めている情報ですけど、そのへんを見てもみませんと今の状況では私どもの方でいいかどうかは言えませぬ。

宮地委員長

砂防ダムを利用するという可能性はゼロではないわけかな。どう考えたらいいんでしょうか。

五十嵐委員

今も言ったようにまた浄水場造るわけ、ため池を。造ってそこから引きけばいいんですか。

宮地委員長

これはいいんですよ。

石坂委員

簡単に言えば、直接の取水でなければよいということです、全国にある事例は。

五十嵐委員

どうもそうみたいな感じですよ。

宮地委員長

なるほど、直接でなければいい。そういうことだな。さっきのはため池を造ったんだからちゃんとやってるわけね。

石坂委員

富山県でかなり大掛かりにやっていて、結果的に国土交通省が現状を追認した事例は聞いています。

宮地委員長

そうですか、現状を追認した。

石坂委員

はい。

宮地委員長

五十嵐委員が言われた、計画取水量というか農業用水の利用はどれだけ適切かという話も、これだけが適切だとなかなか我々が言い難いもんだから難しいと思うんですが、確かに基本的に、これはもう角間ばかりじゃなくてどこの河川も共通した話。

特に駒沢なんか、農業用水困ってるわけですから、農業用水の計画取水が適切かどうかぜひ言いたいわけですがけれども、これが適切だと言にくいもんですから弱っちゃうんですが。

五十嵐委員

県議会さん、高橋さん、地元の人はどうですか。外側からはわりと簡単にこんな工場なんか来るわけないからもうちょっと減っていいんだと言いたくなるんだけど、地元の人にはできない。

宮地委員長

ちょっと質問をしたいんですが、高社山の湧水、これは砥川の時の新和田の水と同じようで、時間がたつとどんどん量が減っちゃったんですね。そういうことで、高社山の水を検討するというのは部会での確認事項だということなんですが、可能性考えられますか。どうでしょう、幹事会見解。

かなり出ているように思う、ただし引くのに金が掛かるんですか、中野市の上の方だから。そうなんですね。水が出てそれを引っ張ってくるのに金が掛かる。そういう面もあるみたいに伺った覚えがありますが。わいた水を放っておく手はないと思うんだけども。

松島（信）委員

減ることは確かですよ。

宮地委員長

ええ、時間がたてば減りますね。

松島（信）委員

ですけども、なくなるんじゃないわけですね。
しかい、飯山の境界の部分で出口があるわけですから、そこからポンプアップしてこなきゃならんと。

宮地委員長

そうですね、確かそうですね。
中野の場合、水源の汚染っていうのはどうです、あの深刻さは。あそこはいろんな果樹園があって、いろんな汚染がありましたですね、かなり。

松島（信）委員

確かに9河川の中では中野市の水道水の汚染が一番深刻だと理解しました。

宮地委員長

そうですね。
確か角間の場合は私直感的に見て、治水に関する話っていうのは、確か3億円のパラペットで済むと、そんな話ですね。ただ、それは非常に評判が悪い、地域では。
しかし3億円という金だけの話で言うなら、治水に関しては大した金じゃないという感じがするんですけどね。やっぱり問題は利水にあるのかなと。角間の場合。そういう感じがしておりますけども。

五十嵐委員

公聴会の記録を見るとですね、今言ってる議論がだいぶ出てるんですよ。公聴会で下の方見ますと、「部会での計画取水量は過大であり、再検討の必要がある、人口、観光客の増加は将来望めない」という意見も出てますし、一番下に農業用水についても出てます。これは部会報告ではこういう意見があったということだけでしたっけ、部会では。

宮地委員長

はい、そうです。

松島（信）委員

農業用水のことですか。

五十嵐委員

いやこの計画取水量が過大であると、人口、観光客の増加を将来望めないというような。

松島（信）委員

そういう意見がありましたが、議論をしませんでした。

五十嵐委員

それはしちゃいけないというタブーでもあった。

松島（信）委員

ええ、さっき石坂さんの延長の感覚です。

宮地委員長

ここは確か率直に言うと、ダムとダムなしで意見はほとんど半分ぐらいだったですね。

石坂委員
そうです。

宮地委員長
だから両論併記。公聴会でもこういうのがありましたという意味で両論併記になったというふうに理解はしておりますが。

五十嵐委員
これも先ほどの駒沢川と似てるんですけども、部会報告が両論併記の場合どう処理するかというルールが必要ですよね。非常に説得力のある議論するためには、この内容に踏み込まざるを得ないじゃないですかね。

宮地委員長
もちろんそうです、そうですね。

五十嵐委員
だとすると、治水についてあまり大きな論点ないんでしょ。利水ですよ。とするとその利水のほとんど数量がいったいどのくらいリアリティー持ってるか、どっかで踏み込まざるを得ないんじゃないですか。両論併記してどっちってだから言えない。

宮地委員長
ただね、五十嵐先生。

五十嵐委員
どうするんですか。

宮地委員長
それは率直に言って、郷土の場合も両論併記だったわけです。それを委員会の意見で、こうこうだからこっちの方がいいだろうと、こういう意見を出した。だからそういうことは私はあり得ると思っておりますけども。両論併記っていうのは、いわば率直に言って委員会にげたを預けたというふうに私は理解したんです。だから率直に言って問題の深刻さは、駒沢のように一つの案であった。それに対して委員会の意見が違った時にどうするか。これはかなり深刻な問題があり得るかと思っております。
そろそろ40分になりますが、議論が深まったとは申せませんが、いかがでしょう。まあ、いろいろ種はそろったようなんです、これから両部会のお話を精力的に詰めていきたい、こう考えますがいかがでしょうか。

高田委員
ひとつだけ。

宮地委員長
高田さん、どうぞ。

高田委員
この資料6 2の上方に、ささいなことですが、前から気になっている河床掘削して温泉の泉源を乱したりと書いてあるんですけど、本当にあるんでしょうか。河床掘削ってたぶんしれてると思うんですけど。現実に恐れがあるんですか。

宮地委員長
どこですか。

高田委員
角間の、2ページの一番上です。

宮地委員長
右上の。

高田委員
ええ、ダムによらない案の一個目。
要するに、河床掘削した時にそのへんの地下水を乱すという意味ですが、こういうことって本当に心配なんでしょうか。心配するほどのものなんでしょうか。
それとついでに二つ目の四角の利水、その真下ですが、真ん中へんで、地下水のくみ上げによる地盤沈下とあるんですけど、地盤沈下するような、まあ松本市薄川でちょっと多少心配があるということなんですけど、ここでこういう軟らかい地盤であるんでしょうか。ちょっと思い過ごしじゃないかなと思うんですけど。

松島（信）委員
それについて。
高田さんの今言われた地盤沈下の問題は、下流に「延徳田んぼ」っていうところがあるんです。そこは細流物質が圧倒的に豊富ですから。

高田委員
井戸をくみ上げすぎるとそういうことがあるかもしれない。

松島（信）委員
ええ、でもそこに現在井戸があるわけじゃありません。現在の井戸あるところは、もうちょっと夜間瀬川よりの方ですから。

高田委員
そうですか。はい、わかりました。

松島（信）委員
特にそっちの方で地盤沈下っていう問題はないと思うんですけども。

高田委員
一番上はどうですか、河床掘削。

松島（信）委員
これは部会員のほとんどの人がそう言っておりました。

高田委員
そんな。

松島（信）委員
ですから、これをやるについては、とにかく調査しなきゃならんということになってます。

高田委員

そんなに深く掘削するわけじゃないですよ。

松島（信）委員

そうですね、現在の井戸が非常に浅いらしいです。

高田委員

それでね、はい。

宮地委員長

そうですか。はい、どうぞ。

石坂委員

今の高田委員のご意見ともかかわってくるんですけど、結局角間の場合は基本高水は簡単に言えば何もいじらずといたしますか、基本高水そのものについての議論は事実上なく、現行計画をすんなり認めた上でどうしようかということで治水対策の議論に入っていったわけです。

そういう中で、最終的にダムによらない場合にはパラペット案に落ち着いたわけなんですけど、ダムに反対している人の中にもパラペットの改修で本当に観光地である夜間瀬川についていいのだろうかということについてご意見がありましたし、私もそう思ってます、今でも。

駒沢川や浅川に比べて、夜間瀬川の場合かなり川幅の広い大きな川なわけですよ。そうしますと、基本高水の問題がそういう意味では逆に例えば、話が飛んで恐縮ですが、薄川の場合、最新データで計算しなおしたら100m³/s下がりましたよね。100m³/s下がるかどうかは別として、最新データあるいはもう少し信頼できるデータと言った方がいいかもしれませんが、流量観測とかいくつかの信頼できるデータで再検証した場合に、基本高水はびくりとも動かないのだろうか、私は実はずっと疑問に議論の中で思っていました。

ただ基本高水そのものの議論をする時間はありませんでしたし、データそのものがそろっていない中で議論はできませんでしたが、振りだしに戻って基本高水を検証したり、実際の河川改修及び治水対策を考える場合のデータを検証することを作業した場合に、掘削しなければならぬのかどうかって問題とか、かなり川幅が広いんで、上流からかなり地滑りの土砂が常に崩れてきてたまって状態にあるわけですよ。

それを浚渫したりして管理していく仕事が今までよりも頻りに丁寧に行われていった場合、流下能力が大きくなるってことを考えた場合に、パラペット案の採用をしなくても済むんじゃないかというようなことも私はちょっと頭をかすめたり議論の時にはしたわけなんです。

だから最終的にどういう工法を採るにせよ、治水安全度を高めて流域の安全を守っていく治水対策を、結論として実際の仕事に移る段階では、ぜひ基本高水問題についてはそういう意味の検証をしていただければより現実にあった、つまりしなくていいことをしなくていいかもしれないという思いもあります。

宮地委員長

なるほどね。そこまで戻れるかどうか。薄川の場合とはちょっと状況が違いますんでわかりませんが、ご意見として。

いかがでしょうか。そろそろ4時45分になってまいりましたが、一応今日の審議はここまでにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、今後はそこらへんもっと集中的に入れたいと思いますので、ひとつご議論をいただきたいと思います。

最後に報告事項に近いんですが、参考に申し上げますが、実は黒沢川と薄川と郷土沢、これは答申を作ろうと起草委員会を立ち上げております。実は今日の午前中も起草委員会をやったんですが、例の財政支援の話とか豊水の話がございましたんで、それをどう取り入れるかということも考えながら進めてまいりたいと思っております。

そういう意味で、現在起草委員会で答申案を練っておるという状況であることを申し上げておきます。ですから、何かそれについて今日のことに関連してご意見がありましたら私のところでもお知らせをいただければ、ご意見の中へ付け加えることはできると思っております。

それからもう一つ語りしたいことがあるんですが、この委員会の日程でございます。実は前に次の委員会は5月の7日、この予定は動きませんが、その次の予定をですね、5月22日に設定しておりました。

ところが県議会がちょうどこのころ開かれるんだそうであります。これじゃあちょっと具合が悪いので1週間くらい早めまして、委員の方のご都合を勘案しますと5月の16日金曜日がわりには出席が多いもんですから、そのへんなら委員会開ける。5月の7日と16日、その次が5月29日。ちょうど間隔もうまく開くようなんで、ぜひ5月22日の予定を5月16日に替えていただけないかと、こういうことの原因でございますが。もっとも、だめだと言われると困っちゃうんですが。そういうことで予定していただけないでしょうか。

松島（貞）委員

午後からなら出席できます。

宮地委員長

ああ、そうですか。午後からご出席をいただくということでも結構でございます。

植木委員

16日は雨が降ったら来れます。

宮地委員長

それじゃあ、雨に降ってもらいましょう。

高田委員

私はだめです。

宮地委員長

だめですか。

高田委員

はい。

宮地委員長

委員の数がだんだん減っておりますので、成立せんと困るんですが、今申しましたように、とにかく5月22日はもう県議会がありまして、何か議案もあるようなんで、形式的な議会だけではないということなのでこの日を外させていただきたいと、そういうことでございますが、ひとつご了解をお願いいたします。場所については追ってご通知を申し上げます。

以上が私から申し上げることでございますが、幹事会から何か。松島（信）さん、何か。

松島（信）委員

日程のことなんですけども、起草委員会を午前中やったがあんまり進展ありませんでした。

宮地委員長

ないことはないと思いますが、それなりにあった。

松島（信）委員

今後起草委員会は、7日とか16日とか29日とか、検討委員会に合わせてどんな予定で。

宮地委員長

あのですね、起草委員会をわざわざ集まっていたく時間的な余裕があまりないと思うんです、これから。

ですから、今日の午前中もありましたように、できるところで起草委員会の原案を作って、起草委員見ていただいておいて、なんとかやっていきたいと私は考えておるんですが。

松島（信）委員

だから改めて今日みたいに集まることはしないと。

宮地委員長

はい。いや、今のところは時間があれば集まりますけども、それをやると皆さん拘束しますし、できるかどうかわかりません。

だから委員会の後で集まるという時、何かそういうことがあったら予めお知らせ申し上げます。それでないとお帰りの時間もありますから。できるだけ起草委員の中のいろんなメモの回しとか、持ち回りで、とにかく起草委員会の案はできるだけ早く作りたいと考えております。

よろしゅうございますか。

松島（信）委員

はい。

宮地委員長

今日は午後の会議だったものですから、午前中は空いておってもったいない。で、三つも起草委員会まだ途中になっておりますので、ぜひやろうということで私からお願いをしたわけでございます。

松島（信）委員

はい。じゃあ、そんなように適宜にその通知を付けてくださるということでもいいですか。

宮地委員長

はい、よろしゅうございますか。

幹事会何かございますか。ありませんか。はい。それでは事務局から確認をしてください。

田中治水・利水検討室長

それでは次回ですが、連休明け5月7日木曜日になります。「ウェルシティ長野」で時間は午前10時から午後4時ということによりしくお願いしたいと思います。以上です。

宮地委員長

5時じゃだめですか。会場の都合ですか。

田中治水・利水検討室長

いや、そういうことでは。

宮地委員長

5時に終わるなら皆さんなんとか我慢していただけるんじゃないかと思うんですが、どうでしょう。4時までというより5時までにしておいて、どうでしょう、いけませんか。

要するにもうあと五十嵐先生が盛んにおっしゃるように、6月までには答え出すんだって
いうから一生懸命稼いでおかんといかんと思うんで、10時から5時にしていただけますか、
会場はだめ。

田中治水・利水検討室長

会場はいいです、5時でも構いません。

宮地委員長

5時には終わりますから。例えば5時半ごろのバスに乗るとか、そういう方は保証をした
いと思うんですが、どうでしょう。保証って金出すわけじゃなくて約束をしたい、終わるこ
とを約束をしたいと、そういう意味です。どうでしょう。

(はい)(結構です)

それじゃあ、午前10時から午後5時までという予定でお願いをいたします。

私から申し上げるのは以上のとおりです。よろしゅうございますか。はい、それじゃあ、
またこの次よろしくお願いいいたします。本日はどうもありがとうございました。

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 _____ 印

署名委員氏名 _____ 印